

平成26年3月7日から
平成26年3月12日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月7日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	8
教育行政方針	15
総務経済委員会所管事務調査報告	24
陳情第1号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る陳情	25
一般質問	25
川村 多美男君	25
長尾 式宮君	28
後藤 勲君	30
深見 迪君	33
鈴木 裕美君	46
松下 哲也君	48
本多 耕平君	49
延会の宣告	54

第2号(3月10日)

開議の宣告	56
陳情第1号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る陳情(総務経済委員会報告)	58
議案第7号 建設工事委託に関する協定の変更について	58
議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	60
議案第9号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第10号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第11号 標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例 及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第12号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	66
議案第13号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	66
議案第14号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	66

議案第15号	平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	66
議案第16号	平成25年度標茶町病院事業会計補正予算	66
議案第17号	平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算	66

第 3 号 (3月11日)

開議の宣告		99
議案第18号	平成26年度標茶町一般会計予算	99
議案第19号	平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	99
議案第20号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計予算	99
議案第21号	平成26年度標茶町介護保険事業特別会計予算	99
議案第22号	平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	99
議案第23号	平成26年度標茶町病院事業会計予算	99
議案第24号	平成26年度標茶町上水道事業会計予算	99
延会の宣告		113

第 4 号 (3月12日)

開議の宣告		117
時間延長の議決		117
議案第25号	教育委員会委員の任命について	117
意見書案第1号	消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書	118
意見書案第2号	食の安全・安心の確立を求める意見書	119
意見書案第3号	沖縄県普天間飛行場の辺野古への移設計画の撤回を求める意見書	119
意見書案第4号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	120
意見書案第5号	「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書	121
意見書案第6号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	122
閉会中継続調査の申し出について(標茶町議会議員定数等調査特別委員会)		123
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)		123
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)		123
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)		123
日程追加の議決		123
議案第18号	平成26年度標茶町一般会計予算	123
議案第19号	平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	123
議案第20号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計予算	123
議案第21号	平成26年度標茶町介護保険事業特別会計予算	123
議案第22号	平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	123
議案第23号	平成26年度標茶町病院事業会計予算	123

議案第 24 号 平成 26 年度標茶町上水道事業会計予算	123
(平成 26 年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	
意見書案第 7 号 TPP 交渉等国際貿易交渉に係る意見書	125
閉議の宣告	126
閉会の宣告	126

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

[テキストを入力]

○議事日程（第1号）

平成26年 3月 7日（金曜日） 午前10時03分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 陳情第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情
- 第 7 一般質問

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副町長 | 森山 豊 君 |
| 総務課長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課長 | 武山 正浩 君 |
| 管理課長 | 中村 義人 君 |
| 住民課長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 農林課長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課長 | 井上 栄 君 |
| 水道課長 | 妹尾 茂樹 君 |
| 育成牧場長 | 類瀬 光信 君 |
| 病院事務長 | 蛭田 和雄 君 |

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

やすらぎ園長	山澤正宏君
教 育 長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	小野寺一信君

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成26年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時03分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

7番・後藤君、 8番・館田君、 9番・鈴木君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの6日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月12日までの6日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足をいたします。

1点目は、「暴風雪に係る対応について」であります。

関東地方などに記録的大雪を降らせた低気圧が発達しながら北上し、2月16日から20日にかけて道東を中心に暴風雪による大荒れの天気となりましたが、その対応についての報告を申し上げます。

本町においては、16日午後6時25分に大雪警報から暴風雪警報となり、夜中を通して雪を伴った強い風の影響により標茶市街はもとより、虹別地域においては国道243号線・道道3

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

路線が通行止めとなりました。

17日に暴風雪に関する対策会議を開催し、関係機関と連携しながら除雪体制をはじめとした非常配備体制をとったものです。その対応として、虹別酪農センターを避難所として開設し7名の避難者を受け入れたほか、住民からの救急車要請に対する通行確保および人工透析者の通院確保を道道の道路管理者のご理解のもと対処できたものであります。

また、虹別地区の国道、道道の通行止めにより生乳搬送ができず除雪要請をされたところですが、今回は特に猛吹雪による視界不良、いわゆるホワイトアウトの状態が続き、きわめて危険な状況であり国道、道道、町道とも除雪作業が進まず、関係機関で協議のもと安全を優先し、緊急ルートを確保するため除雪作業のみに対処せざるを得なかったものであり、関係者には深いご理解を賜りたいと存じます。

また、虹別地域の通行止めにより、生乳の生産量がバルククーラーの容量を越えたため、残念ながら34戸の生産者において推計で33トンの廃棄となったものであります。

事後に、このような場合の対応に向けてJA標茶と十分協議してまいりましたが、人命を最優先としながらも最良の手段を構築してまいりたいと存じます。

なお、この4日間の臨時休校は延べ19校、登校時間繰り下げは延べ4校のほか、町営バス虹別線の運休、ひまわり保育園児童の自宅待機、高齢者等安否確認などの対応したところです。

全道的には今回の暴風雪による影響は大きいものがありましたが、本町においては、事前の気象情報の提供や道路管理者等の関係機関との密接な情報交換、エリアメールを利用した外出自粛等住民周知を行い重大事故等に至らずに済みました。

また、昨日の暴風雪に係る対応について、報告いたします。

午前5時7分に、暴風雪警報が発表となり、除雪体制をはじめ、路線バス、学校、保育園、生乳集荷等の対応を行ったものであります。

虹別萩野の国道において、午前8時半ごろ猛吹雪による車両5台の多重衝突で、1名のかたが負傷。消防署から町立病院外科医師の現地派遣要請により急きょ現地へ医師が向かい、釧路市内病院まで救急搬送に同行し、対処したものです。

虹別地域では、断続的な暴風雪で、国道、道々が通行止めとなり、午前9時半に虹別酪農センターを避難所として開設、また、生乳搬送については、4日から農協と情報共有を図りながら、通常生乳集荷を前倒しで行うなど、牛乳廃棄という事態に至らぬよう努めたところでございます。

また、午後2時半ころに弟子屈警察署から虹別地域エリアで暴風雪による立ち往生車両の捜索救助要請があり、現地除雪車両による捜索の結果、午後4時ころに無事発見できたものです。

今回の暴風雪対策にあたって、釧路開発建設部から2名の職員派遣をいただき素早い情報収集、伝達などを共有する「リエゾン」の体制をとっていただき対処したところです。

今後、なお一層関係機関と連携を図り対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目は、「標茶町ホームページ」のリニューアルについて、ご報告いたします。

町ホームページは、平成8年に開設以来、数度の更改を行ってまいりましたが、さらに利

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

用しやすいホームページとするため、一昨年から準備を進めておりましたが、2月24日にリニューアル更改したところであります。

今回のリニューアルにつきましては、目的のページが探しやすいよう分類ごとに色分けをして作成するとともに、複数のキーワードを設けることによって、利用者のシチュエーションで検索可能な配置をするなど、メニューにも工夫しております。

また、新たに「まちの話題」ページを新設し、今後も明るい話題を提供して参りたいと考えております。

リニューアル後のアクセス状況につきましては、短期間の集計ではありますが、約6,500ページの閲覧、国内40都道府県からのアクセスを頂いており、これからも利用者が見やすく、使いやすいホームページとなるよう情報発信に努めて参りたいと存じます。

なお、関連するホームページにつきましても随時リニューアル作業を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3点目は、「町立病院内科外来の一部休診について」であります。

町立病院内科外来について、来年度から一部休診することになりましたので、ご報告いたします。

町立病院の内科は2人の医師体制で対応しており、外来及び入院患者の診療、往診、各種検査の施行等に加え、当直業務は4日に1回従事するなど、過酷な勤務環境に置かれております。

また、看護師については、5人の退職者及び退職予定者が発生し、看護師不足の中、従前からの小児科外来での各種予防接種業務の支援など、厳しい状況が想定されています。

内科医の業務負担の軽減と、看護師の小児科外来への業務支援を図るため、小児科外来を開設しております毎週平日の火曜日と水曜日の午後を休診とすることにいたしました。

なお、これまでと同様、内科医による各種健診の結果説明及び大腸カメラ等各種検査施行は実施することとしております。

内科外来の一部休診につきましては、院内のお知らせ掲示や病院ホームページに掲載し、住民並びに患者の皆様にも周知しているところであります。

患者の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成26年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月24日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。

任期は平成26年2月28日から1年間です。

2点目は、昨年12月に実施いたしました「標茶町学力サポートプラン」について報告いたします。

標茶町では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「わかった」「できた」という喜び

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

を感じることができるよう平成24年度より12月に「標茶町学力サポートプラン」として町独自に学力調査・生活学習意識調査を実施いたしておりますが、その結果について申し上げます。

まず、標準学力調査ですが、昨年と比べて、多くの向上がみられました。特に小学校算数では、3年生以上のすべての学年で昨年度より向上し、中学校2年の国語においても向上がみられました。また、昨年課題であった、「書く能力」や「関心・意欲・態度」の領域において改善がみられました。

生活・学習意識調査では、全国学力・学習状況調査で向上が見られた家庭学習の時間が、ほぼ全ての学年においても同様に増加していることが確認されました。

今回の結果は、先に行われた全国学力・学習状況調査の結果を裏付け、さらにどの学年のどの教科に課題があるのかも明らかになり、今後の指導に生きる重要な資料となりました。

各学校においては、自校の課題について分析し、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて取り組むとともに、一人一人の弱点を伸ばす指導の手立てに役立てております。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取組の支援に努めてまいります。

なお、本町は、児童生徒の人数が極めて少ない学校が多く、平均値などの数値がそのまま個人の成績に繋がることが多い現状から、全国学力・学習状況調査と同様、数値的な公表はしないこととしていますのでご理解を賜ります。

また、本調査で測定できるのは学力の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことをふまえながら、今後も児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

3点目は、町条例に基づく平成25年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者14名、後期2月表彰者68名で、前期・後期合わせて82名の児童生徒を表彰いたしました。

賞の内訳につきましては、努力賞25名、奉仕賞14名、親切賞10名、体育賞22名、学芸賞11名となりました。

4点目は、平成26年度の学校給食費についてであります。

2月28日開催の学校給食共同調理場運営委員会において「本年4月から消費税率が改正され、給食食材調達への影響が必至であることから1食あたり単価を小学校で7円、中学校で8円値上げすること」の答申がありました。

これにより平成26年度から1食あたり単価を、小学校212円、中学校248円で運営することといたしました。

5点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。1月11日には、開発センターにおいて、成人式前夜祭が恩師や新成人合わせて61名が参加し、趣向を凝らしたゲームや小学校から高校までの学校生活などを話題に交流が行われ、微笑ましい前夜祭となりました。また、この企画は新成人が自ら実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催されたものです。翌日、12日には、コンベンションホールういずにおいて、新成人68名が出席され、成人式が晴れやかに挙行されております。

2月1日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第34回町民スケート大会が開催

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

され、160名が54種目に出場し、大会新記録が5種目において6つ生まれております。

また2月8日、開発センターにおいて、第29回町民憲章推進書道展の表彰式が行なわれ、484点の作品展の中から、特別賞2名、特選11名、入選49名、奨励賞14名の合わせて76名の方々に賞状をお渡しいたしました。

6点目は、児童・生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

3月2日に千歳市で開催されました「第36回全道少年柔道優勝大会（中学生男子の部）」において「標茶柔道スポーツ少年団」が、昨年の優勝チームを破るなど強豪チームと接戦の末、見事初優勝を果たしました。

今後の児童・生徒の更なる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただいまの口頭による行政報告に対しまして、簡易な質疑を認めません。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 病院の関係で、確認をしたいのですが、4月1日から火曜日と水曜日の午後から休診するということですね。二人の医師体制は変わらないということで確認させて下さい。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございまして、内科医については二人体制で、新年度も望むということであり、小児科医の開設日であります火曜日と水曜日で、看護業務の支援も併せて考えていきたいということで、火曜日と水曜日の午後に休診とさせていただきたいということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 給食費単価一食小学校で7円、中学校で8円、これ何食で年間の負担増がどのくらいになるのかということをお聞きます。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 学校給食費の関係でございまして、年間195食を想定しております。小学校費の場合では年間給食費が41,340円で、現行に比べ1,365円の増、中学校費では、年間48,360円で同じく1,560円の増の予定であります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりでございます。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（平川昌昭君） 日程第4、施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 平成26年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位を始め、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

東日本大震災から3年が経過しようとしていますが、今なお20万人を越える被災者が、住み慣れた家やふるさとを離れ、困難な生活を強いられています。問われているのは、この国に暮らす誰もが、被災者に寄り添い、思いやる気持ちを忘れることなく、出来得る支援を続けていくことであり、一日も早い原発事故の収束と被災からの復興、そして平穏な日々が取り戻されることを願っています。

昨年は「富士山」や「和食」がユネスコの世界文化遺産に登録され、2020年の東京五輪開催の決定、そして年が明けて、30歳の若き女性リーダーが率いる民間研究センターが、新型の万能細胞「STA P細胞」の作製成功と明るいニュースが相次ぎ、久方ぶりに自信を取り戻せたような、将来を楽観視しても良いのではとの高揚感を覚えています。

また、昨年の我が国への外国人観光客は1,000万人を超え、直接的な要因は、円安とビザの発給緩和によるものですが、平和で安心して歩ける安全な国への信頼も大きいのではと感じています。

来客を、より「あずましく」もてなすために、恵まれた自然に対し、謙虚に感謝と畏敬の念を持って向き合い、折り合いをつけながら、今一度佇まいを整えることも大事なのではと思います。

過日紙上で、国の2014年度一般会計予算案を家計に例えれば、年収は500万円、その他と合わせた収入合計は546万円と若干増えたが、支出は、増える一方の医療費などは305万円、地方に住む親への仕送りは減らすが161万円、治安が悪いということでの警備費や災害に備えた修繕費、教育費等の経費がかさみ、家計費は726万円、借金返済が232万円となり必要経費総額は958万円、不足分412万円は借金をして賄っているが、多額の借金を抱えながら、身の丈以上の暮らしを続けてきた結果、借金残高は7,800万円というのが実態だと解説されていました。

どう考えてみましても、収入の2倍の生活は維持できませんし、これからもムダの削減や経済成長を目指す努力は続けなければなりません、それだけで負担増が避けられるとの楽観視ができないのは明らかです。

少子高齢化という人口動態が続く限り、このままでは、世代間の格差は拡大するだけであり、現実には、多くの若者が「年金なんて払っても戻って来ない」と考えています。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

未来は、若者のものです。最優先は、未だ生まれてもいない世代が返さなければならない負担を少しでも減らすために、今できることとして、収入を増やし、支出を削り、低金利で借りているうちに少しでも借金を減らすことであり、すべてのオトナが負担増の痛みを分かち合い、困っていない人が困っている人を助けることではないかと思えます。

かつて誰も経験したことのない、人口減少と少子化、高齢化が同時進行しています。

時代をしっかりと見据え、これまで本町が育んできた「共に知恵を出し合い、汗を流し、支えあう」協働のまちづくりの理念を基本に、「より安全な、より便利な、より快適な暮らし」の実現を目指して、足元を確かめながら、前を向いて、誰もが健康で安心して暮らして行くことのできるまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

本町の平成24年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は12.1%、全道降順で82位、将来負担比率は53.9%、全道降順75位であり、経常収支比率は77.7%と、依然厳しい財政環境にあります。

歳入の財源は、国などへの依存度が高く、国などの財政状況を考えますと今後におきましても厳しい状況が予想されます。

安倍内閣が進める経済政策により、一部で景気の上向き感はあるものの、本町のような地方におきましては、円安による物価上昇の暮らしへの圧迫感が先行し、未だに景気回復の兆しすら実感できて来ないのが現状であります。

そのような状況下では、自主財源の主軸であります町税の大幅な増加は見込めませんが、納税者皆様のご理解をいただきながら更なる税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

未だに厳しい状況にありますが、行政課題にはきめ細かに取り組み、更なる発展を目指してまいります。

平成26年度において取り組む主要な施策として、1点目は、生活環境対策として、合併処理浄化槽の整備事業に着手します。

また、ゴミ焼却施設の改築、最終処分場の第2期工事に向け生活環境影響調査等に着手します。

2点目は、住宅対策として、公営住宅磯分内団地の整備に着手します。

3点目は、教育対策として、磯分内小学校校舎及び屋体の改築工事に着手します。

4点目は、農業振興対策として、昨年から取り組んでいます、酪農再興事業の一層の推進を図るとともに、耕作道などの整備費用の一部を助成し、営農を支援してまいります。

5点目は、安全安心対策として、公共施設の計画的な耐震化を更に進めるとともに、拠点となる防災施設に非常用自家発電機を整備します。

以下、施策の概要について申し述べたいと存じます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、豊かな自然環境の中で暮らしと生産が営まれ、人々と自然が共生する町であることから、引き続き環境と調和するまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の上中流域に位置する本町の任務を踏まえ、流域の各自治体、団体及び住民との連携を引き続き進め

てまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進めてまいります。

また、ゴミ焼却施設の改築、最終処分場の第2期工事に向けて、測量調査、生活環境影響調査及び基本設計等に着手してまいります。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図るとともに、セカンドステージとして、取組の輪を広げ、違法行為に対しましては、厳しい姿勢で対処してまいります。

地球温暖化防止に対する取組につきましては、昨年度から引き続き太陽光エネルギーを利用する住宅用発電システムを設置された町民への報償制度を推進し、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

また、再生可能エネルギー買取量の増加に伴い、電気料金へ上乘せされる賦課金等の上昇が想定されますが、引き続きほっとらいふ制度により、賦課金相当の助成を行ってまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

社会環境が目まぐるしく変化する中、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種の福祉施策を展開するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らして行けるよう、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会を始めとする関係団体と連携し、地域力の向上に努めてまいります。

保険医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な運営に努めてまいります。

また、健康づくり思想の普及・啓発を図るため関係機関や関係団体と連携して、健康まつりなどの事業展開を図るとともに、受診者の利便性を考慮し、特定健診や各種がん検診を同時に受診できる総合住民健診を引き続き実施してまいります。

昨年度から開始しました脳ドック検診の一部助成や、保育園、幼稚園における幼児のフッ化物洗口についても引き続き実施してまいります。

町立病院の運営につきましては、産婦人科は今日の医療情勢を勘案し、分娩診療を休止することとしましたが、通所リハビリの拡大などによるリハビリテーションの充実を図るとともに、町内 唯一の医療機関として、引き続き医療サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、安心して生き生きと日常生活を送られるよう利用者の尊厳を守り、利用者本位の質の高いサービス提供を目指すとともに、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定してまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、第4期障がい者福祉計画の策定に取り組むとともに、障がい者や障がい児が、地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営まれるよう、相談支援体制の充実や地域で暮らせる生活環境づくりに取り組んでまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、重要な役割を果たしております。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

国道におきましては、長年重点要望してまいりました「五十石橋」の架け替え工事が着手されました。

今後も、重要な幹線としての国道・道道につきましては、地域要望を中心に要請してまいります。

町道につきましては、継続改良舗装事業の早期完成に努めるとともに、地域要望を踏まえた新規箇所の工事につきましては、昨年度実施しました調査設計をもとに着手してまいります。

河川管理につきましては、災害に備えた点検に留意しながら、効果的な改修や障害物の除去などに努めてまいります。

道路や河川の維持管理を始め、交通安全施設の整備や災害時の対応、除雪体制につきましては、パトロールによる情報収集のほか、町民皆様からの情報も得ながら、民間事業者との任務分担を図りつつ、町民の皆様との協力のもと、より安全安心な生活ができるよう努めてまいります。

本町の公共交通機関である町有バスにつきましては、沿線の地域会と連携を図りながら、地域住民の足として適切に運行してまいります。

JR釧網本線につきましては、引き続き「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」を、観光資源としての活用を図るほか、「釧網本線利活用推進協議会」の活動などによる路線の維持に努めるとともに、通勤、通学生の利便性向上を求めてまいります。

都市計画につきましては、都市計画審議会において議論をいただきながら、「都市計画マスタープラン」を基本に、町民が快適で安全に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、遊具等の公園施設に関しては長寿命化計画に沿った適切な修繕及び更新を図りつつ、より安全安心な施設利用を推進してまいります。

上水道事業につきましては、適切な維持管理に資するため第1ポンプ場の調査及び有収率向上のための漏水調査を継続してまいります。

下水道事業につきましては、磯分内処理場の適正な運転を目指し、その恒久対策及び増設工事を行うとともに、老朽化した標茶処理場設備の長寿命化計画による更新を行ってまいります。

下水道の集合処理が困難な地域につきましては、合併処理浄化槽による整備を平成26年度から事業に着手し、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

住宅の整備につきましては、磯分内団地の建替事業に着手し、磯分内北団地からの入居者移転を図ってまいります。

その他の公営住宅整備につきましても、長寿命化計画に沿い、需要動向に即した適正な住宅供給を図ってまいります。

建築行政につきましては、住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化を始めとする住宅や建築に関する相談への的確な対応に努めてまいります。

移住の促進につきましては、本町の存在を広く知っていただくための情報発信と、地域環境などへの問い合わせ等に対するきめ細かな対応に努めてまいりますとともに、「お試し暮らし住宅」を増設してまいります。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、地域住民自ら防災意識を高めることが重要であります。

災害時における地域会や町内会の活動が、防災、減災には初期対応を担う上で不可欠であり、自主防災組織の設立に向けた支援を行うことと合わせ、防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、災害時の備えとして避難所3か所に非常用発電機を設置するとともに、災害備蓄品の拡充を進めてまいります。

建築物の耐震化につきましては、「標茶町耐震改修促進計画」に基づき進めており、平成26年度は、林業センターの耐震設計、標茶郷土館の現況調査を実施するとともに、個人住宅につきましては、引き続き耐震改修費助成制度を推進し、防災まちづくりの強化を図ってまいります。

交通事故の無い安全なまちづくりのために関係機関、学校、保育園等との連携を図り、交通安全の思想普及、啓発活動を推進するとともに、交通安全設備等の整備に努めてまいります。

野生大麻の撲滅に向けましても、引き続き地域会や関係団体と連携し取り組んでまいります。

しべちゃ斎場につきましては、4月から指定管理者制度の導入を図り管理運営を行ってまいります。

ドクターヘリの運行につきましては、広域救急医療体制が確立され、大きな成果を挙げています。今後とも運行調整委員会の一員として事業を円滑に推進し、緊急時における町民の不安解消に努めてまいります。

消費者対策につきましては、近年さらに手口が複雑巧妙化し、消費者環境の危険性が増大しており、啓発活動として、広報紙を通じたリスク回避のための情報提供に努めるとともに、多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってまいります。

また、被害を未然に防止するため、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

本町の基幹産業であります酪農につきましては、平成25年の生乳生産量は、対前年比97.9%、15万5,000トンと5年連続の減少となりました。

主な要因は、離農・休農の減少分をカバーできなかったことによるものですが、草地への雑草侵入や天候不順による調製飼料の品質低下も指摘されております。

さらには、為替レートに左右され、高止まりしたままの飼料費や資材費が経営を圧迫しており、安定した経営を図るためにも、良質な自給飼料の確保が喫緊の課題となっております。

管内主要河川の上中流域で大半が営農されています本町にとりまして、下流域の住民、産業に対する環境負荷の軽減、水質保全是至上命題であり、消費者の理解を得るためにも、家畜ふん尿や畜舎廃水の適正管理・処理について早急な対応が求められています。

また、農家戸数の減少は、生産量だけではなく農地の利用、ひいては地域コミュニティの維持にも影響を及ぼしており、担い手の育成が引き続き大きな課題であります。

これら直面する課題に対し、引き続き標茶酪農再興事業として、次の3点について重点的

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

に取組を進めてまいります。

1点目は、土壌分析を基にした適正な施肥設計による草地更新の推進であり、生産者の負担を軽減し、草地更新の一層の推進を図るとともに、栄養価の高い飼料の生産を推進してまいります。

2点目は、バイオガスプラント及び畜舎排水処理施設設置に対する支援を行い、環境負荷低減を図る生産を推進してまいります。

3点目は、JA、雪印種苗と共同出資し設立しました株式会社TACSしべちの生産開始に向けた取り組みを支援するとともに、新法人と連携して、実習生や新規就農希望者の研修施設を整備し、受入体制の拡充に取り組んでまいります。

また、昨年台風や低気圧による大雨で、明渠排水路が甚大な被害を受けましたが、適正な維持管理の強化を図るとともに、営農上必要な耕作道の被害補修につきましては、今後も想定されますことから、JAと連携して支援を行ってまいります。

標茶町育成牧場では、飼料用作物の作付面積を増やし、粗飼料と合わせた飼料自給率の向上を図ってまいります。さらに、家畜ふん尿の有効活用によって、地力と植生の改善にも取り組み、預託牛同様「足腰の強い」経営基盤の確立に努めてまいります。

また、TPP交渉につきましては、その目的は原則関税撤廃を目指すものであり、本町への影響は極めて大きく、生産だけではなく、地域を壊しかねない危険性をはらんでおり、我が国の食料生産を守るためにも消費者の理解を得ながら、断固として反対してまいります。

林業を取り巻く状況は依然として厳しく、国におきましては、森林・林業再生プランの実践により、持続的な森林経営の確立、国産材の安定供給体制の構築を図り、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化、低炭素社会構築へ寄与しようとしています。その方策の一つとして、本町におきましても、林業専用道による路網整備を引き続き推進するほか、既設林道等の維持補修を行ってまいります。

農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカ食害対策につきましては、引き続き、猟友会のご協力をいただき、鳥獣被害対策実施隊による有害駆除頭数の増加を図るとともに、農林業者の自衛策としまして、わなの活用を積極的に推進してまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業へ引き続き支援を進めるとともに、漁場であります湖沼の環境保全に地域住民とともに努めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工会と密接な連携を図りつつ、ニーズに応える魅力ある商店街づくりや出前商店街などの意欲的な取組を促進し、GoGoチャレンジショップ事業を引き続き推進し新たな起業を支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などの議論を踏まえ、必要とされる支援の効果的な運用を図ってまいります。

さらには、町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、観光振興計画に沿って、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かし、観光協会を始めとする関係団体や圏域関係機関と連携を強化し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、厳しい経済状況の下、単独公共事業の早期発注、冬期雇用対策

事業や緊急雇用対策事業の展開、町内における起業や事業拡大及び企業誘致の推進や進出に対する支援等雇用の機会拡大を目指し、商工会等と連携し進めてまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組むとともに、地域社会全体の体制として、家庭・学校・保育所・関係団体と密に連携を図り取組を進めてまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を進めるとともに、さくら保育園と幼稚園の合築によるメリットを生かした保育を進めてまいります。

さらには、身近な子育て相談や母親同士の交流の場でもある子育てサロン、発達に課題を持つ児童の療育など、子育て支援センターや子ども発達支援センターを中心として、家族への支援を含めた育児支援を展開してまいります。

また、標茶児童館とも連携しながら、子育て支援事業などの充実を図ってまいります。

学校の耐震対策につきましては、耐力度調査により改築が必要との判断が示されたため、磯分内小学校校舎及び屋体の改築工事に着手してまいります。

標茶高等学校におきましては、地域活動への参加を通じ、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、次代を担う若者達の元気な活躍も本町にとってなくてはならない貴重な財産であり、引き続き教育振興会を通じた支援を行ってまいります。

合宿の誘致につきましては、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、誘致委員や関係団体と連携し積極的に進めてまいります。

6. とともに進めるまちづくり

「まちづくり」のためには、町民皆様が生活する地域の活性化が重要であり、それには、行政主導ではなく主権者たる町民と町民から選ばれた議会がそれぞれの役割を意識し、お互いに支え合いながら行動していくことだと考えております。

本町において脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。

この理念が、世代を超えて受け継がれ、「まちづくり」に寄与されるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

そのためには、情報の共有化は不可欠であり、今後とも広報広聴活動の充実に努めてまいりますとともに、各種団体、特に女性団体の主体的な活動を促進し、審議会や各種委員会などへ積極的な女性の参画を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化及び自主財源の確保は避けて通れない最優先課題ですので、納税者である町民皆様のライフスタイルの多様性に対応するため、納付しやすい環境の整備を目的に、コンビニ収納導入に向けた体制づくりを進めてまいります。

平成26年度におきましても、限られた財源で多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、第3期行政改革実施計画に基づく取組を核とし、行政の効率化及び課題推進を図るための適切な組織体制を構築するとともに、健全な財政運営を図りながら行政改革の基本理念である「自律と協働のまちづくり」を目指して住民とともに考え、行動する

「まちづくり」に取り組んでまいります。

以上、平成26年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

世界人口は、2年前に70億人を超え、豊かさを求めて経済発展が著しい新興国の食糧需要は、増加の一途をたどっています。

一方、地球温暖化が誘因とされる気候変動による猛暑や豪雨、巨大台風などの異常気象が各地で頻発し、甚大な被害が発生しています。

6年ぶりとなるIPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間活動が主な原因である可能性が極めて高いことが指摘され、今後、気温と海面の上昇など、かつて経験したことのない気候の異変に見舞われると警告しています。

昨年11月に開催されたCOP19（国連気候変動枠組条約締約国会議）では、我が国の新たな温室効果ガス削減目標が「原発ゼロ」前提で、2005年比3.8%減と従来から大幅に後退したことに対し厳しい批判が集まり、また、先進国の責任を巡る利害の対立から交渉は難航しましたが、2015年末までにすべての国が、2020年以降の温暖化防止の次期削減目標を自主的に作ることで合意されました。

先に豊かになった国の責務として、地球の有限な資源の、より賢明な、より公平な活用を図るためには、大量生産、大量消費、大量廃棄から、節度ある消費、リサイクル、資源循環への転換が急務であり、未来へ捨て去るゴミをできるだけ削減するために、これまで以上の貢献と活動が求められています。

本町が先人から受け継いだかけがえのない貴重な財産は、同時に、未来からの預かりものでもあり、私たちだけが浪費していいわけがありません。少しでもより良いものにして次の世代に手渡していくため、そして誰もが「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える元気な声と笑顔あふれる町を目指して、町民が主役、主体のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成26年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに、昨年7月、パキスタンの少女マララさんが国連本部で行った演説は、人々に深い感銘を与えました。とりわけ「一人の子ども、一人の教師、一冊の本、そして一本のペンが、世界を変えるのです。」という言葉には、撃たれてもなお、弱い立場にある人々の声を世界に発信しようとする強い意志と教育に対する痛切な思いが込められております。子どもたちが自らの未来を切り開き、豊かな社会を築くために、教育の役割は極めて大きいものであると改めて感じているところであります。

国においては、教育基本法の教育理念のもと、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機

能を發揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かにたくましく「生きる力」を育んでいくことが求められております。

その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、自らも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

本町におきましても、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。

そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

学習指導要領においては、「生きる力」の理念のもと、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが強く求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって学習指導要領を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域と目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

学習指導要領においては、知・徳・体の調和のとれた教育課程を編成することが求められています。知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立など、学習指導要領の理念や趣旨を生かした教育課程の編成・実施・改善に取り組んでまいります。

小学校においては、5年生から導入された外国語活動において、これまでの成果を踏まえ、ALTを効果的に活用しながら、コミュニケーション能力の素地を養うことに努めてまいります。

中学校においては、新しく導入された武道・和楽器の学習につきまして引き続き支援し内容の充実を図ります。

(2) 学校評価を活用した学校運営の改善

学校運営は、現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取組の過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。そのために、自校の課題を的確に把握するとともに、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立し学校運営の改善に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるため、家庭や地域と長期・

短期における目標や具体的な方策の共有を図り、共に課題を踏まえた着実な改善に取り組んでまいります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施・公表・対話するとともに、学校関係者評価を実施してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

(3) 教員の質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあつて、教員の質の向上が重要になることはいうまでもありません。教職に対する深い愛情と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保証することが求められております。

そのために、教師は授業で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。

平成26年度も指導力向上を目指す2校を研究校に指定し学校を支援してまいります。

また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会や講座の開催や、参加への呼びかけ等支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあつては、基礎・基本を明らかにした指導計画を作成するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、「わかった」「できた」という喜びを実感できる授業を支援してまいります。

なお、確かな学力の育成においては、その前提として、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。

そのため本町においては、町標準学力調査や全国学力・学習状況調査等により、「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況、「学習に対する意識」等を詳細に把握し、実効性のある学校改善プランの策定・点検・見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

また、子どもをつまづきをフォローし、基礎・基本の定着や思考力・判断力・表現力を身に付ける授業を実現するための教育環境の整備に努めてまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあつては、指導時数を十分確保し、児童・生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やチーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実に努めるとともに、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、計画的な家庭学習の課題を提示するなどに取り組み、家庭における学習習慣の定着に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

また、情報社会において適正な活動を行う基になる考え方や態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実を図ってまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

そのために、道徳教育の校内における推進体制を確立し、道徳の授業の一層の充実に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的価値を共有し、連携して道徳的心情や実践力を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取組を公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

平成25年6月に成立いたしました「いじめ防止対策推進法」を受け、各学校におきましては、「学校いじめ防止基本方針」のもと、すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境をつくっていくことが求められております。

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、これまで取り組んできたいじめ実態調査を、引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組を充実してまいります。

また、子どもたち自らいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の様子を紙面にて紹介し、学校の取

組を積極的にアピールするなど、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

不登校への対応については、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況を予防するため、幼保小中連携を図るとともに、学習・生活に関するガイダンスを実施するなど、学校に溶け込むための取組の充実に努めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導面では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

先の東日本大震災以降、児童・生徒の健康・安全への指導の重要性が高まっております。安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるように、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

児童生徒の登下校や校外時などにおける安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、老朽化した給食配送車の更新を行います。今日、学校給食においても食の安全性がより求められております。使用食材の厳選、地場産品活用、衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安心、安全で美味しい学校給食の充実に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取組の交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の教育指導計

画や支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流や共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、よりきめ細かな支援の必要性から標茶小学校に2名、標茶中学校に3名配置することとします。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育園との連携を深めるとともに、合築施設の長所を活かした運営に努めてまいります。

幼保一体化につきましては、国の動向を踏まえ関係部局と連携し、子どもたちへのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバス運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。また、スクールバスの老朽化による車両更新を図ります。

学校施設等整備につきましては、磯分内小学校校舎及び屋体の危険改築工事に着手いたします。また、中茶安別小中学校講堂防音事業の実施に向けた、調査設計を行います。維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第7次中期計画の2年目になります。初年度の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、社会教育委員会を中心に、各種委員、団体及び住民の皆様の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、社会教育を推進してまいります。

《社会教育の推進》

住民一人ひとりが充実した人生を送るために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、社会教育の目的であると考えます。

具体的には、住民の学習活動の拠点である社会教育施設が核となり、地域課題や生活課題と併せて、学習機会の創造に努めます。

なお、公民館運営にあたっての館長の地域化・非常勤化については、現状での困難性を認識しつつも先を見据え、検討してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の絆、家族とのふれあいが、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化により、子育てに不

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

安や悩みを抱える親の増加が危惧され、社会的な支援が求められています。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、家庭教育の支援に努めます。

《青少年教育の充実》

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり全町的かつ総合的に推進することが必要であります。今後とも各機関、団体等と連携して、青少年に良好な環境づくりに努めます。また、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、その機能が充分発揮できるよう支援してまいります。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア活動等の提供により、「自分を表現する力」「協力する力」「あきらめない力」を引き出し、自主性・自発性を養うため、本年度も「しべちゃアドベンチャースクール」を開講いたします。また、地域の人材を活用し、子どもたちに遊びや体験を通して知恵や工夫することを伝える「地域子ども教室」を幅広く展開し、地域の教育力と併せて、少年の社会性や自立心を育むための支援に努めてまいります。

青年の活動につきましては、若者自身が感じている生活課題や地域課題に向き合い、若者がもつ発想や行動力を生かせるネットワークづくりに取り組みます。また、近い将来、社会人の仲間入りをする高校生を対象に、体験学習や少年の主張大会等、児童・生徒を対象とした事業にボランティアスタッフとして、社会的役割に参画できる機会の提供に努めます。さらに、成人式前夜祭の開催に向けた、新成人による実行委員会を支援します。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き学習機会を充実させ、潜在的な学習需要を持つ町民に対し、学習意欲を高めるための情報提供と支援に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等、目覚しい活動を展開しており、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しております。今後とも女性団体と連携した研修機会の支援と、より一層女性が社会参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、釧路短期大学との連携で作成した生涯学習講座のためのテキストを活用した郷土の歴史講座等を引き続き開催してまいります。

また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、地域活動に参加する機会の確保が重要であり、ますます高齢化が進む中、各公民館で行われている「各種講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実が求められております。また、地域の子どもたちとの異世代交流活動などを通じて、高齢者が文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、豊富な経験や知識・技能が次世代に受継がれることが必要であります。今後とも高齢者が健やかで充実した生活を営むことができるよう、公民館講座等の充実と社会参加の機会の確保

に努めてまいります。

《スポーツの振興》

「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とのスポーツ基本法の理念に基づき、住民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、生活習慣病予防など健康の保持増進に資することが一層求められております。

スポーツの普及・振興につきましては、子どもから高齢者までを対象にした各種スポーツ大会や各種教室を引き続き開催してまいります。

スポーツ推進委員の活動においては、スポーツに関する指導助言とあわせ、スポーツに関する事業への参画や地域と行政との連絡調整などの役割を担っていただきながらスポーツ推進委員が活動しやすい環境の整備に努めてまいります。また、スポーツ推進委員を中心とした、年齢・性別を問わず手軽にできる軽スポーツの普及に努めます。

障がい者スポーツについては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めます。

スポーツと福祉・保健・医療との連携による、成人病予防や高齢者の転倒骨折予防教室と併せて教室OBによる自主サークルへの運動指導についても、健康づくり運動指導員を核とした指導体制の充実に努めてまいります。

子どもの体力の低下傾向が指摘されておりますが、本町においては、スポーツ少年団本部を中心とした、各種スポーツ少年団活動が盛んに展開されており、子どもたちが放課後や余暇時間にスポーツ活動が円滑にできるよう環境整備に努めてまいります。また、スポーツ合宿で本町を訪れる大学や企業の協力による地元児童生徒との交流とスポーツ教室を通じてスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、適切な安全管理と徹底した指導体制を図り、利用者が安全で安心してスポーツ活動ができるよう努めます。また、運営上生じる課題については、体育関係団体や地域との協議を重ねながら、施設の有効利用が図られるよう柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

《文化の振興》

本町は6つの公民館を拠点として、自主的に地域の特色を生かした文化活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭等はそれぞれ創造性豊かな取り組みがなされております。

さらに、住民の有志による企画・運営によって開催される文化講演会やコンサート等は、高い文化的水準が確保されているものと評価しております。こうした気運を維持、発展させるために、引き続き情報提供と支援に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に優れた芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

《文化財の保護と活用》

標茶町は2つの国立公園を有し、特に釧路湿原国立公園にあつては本町が全面積の約43パーセントを占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

特に、埋蔵文化財は全道有数の包蔵地を抱えており、石刃鎌文化を始めとして多くの考古資料が全国的に注目されておりますが、平成22年10月に発足しました「北海道縄文のまち連絡会」は、本町を含む道内26の市町が加盟し、遺跡のデータベース事業による「北海道縄文のまちハンドブック」を作成して縄文遺跡がもつ意義や魅力を情報発信するとともに、ネットワーク化を図り、縄文文化を観光資源等まちづくりに活用する方策を探る取り組みを進めております。また、標茶縄文会が町内に点在する縄文遺跡の代表的な遺跡に、内容の周知を図る解説板を順次設置し、郷土学習や観光振興に役立てる取り組みに対し、財政的な支援を継続してまいります。

指定文化財の保護と活用については、2件の有形文化財と6件の天然記念物を指定しております。特に、旧北海道集治監釧路分監の事務所であった郷土館をはじめとする文化財の適切な保存および活用と北海道の埋蔵文化財に登録されている210箇所ある包蔵地の保護意識の高揚と普及に努めてまいります。

《図書館の活動》

図書館活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の3点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。蔵書管理の電算化に向けて取り組んでまいりました資料のデータ入力がほぼ完了し、本年2月より蔵書管理と貸出業務の運用を開始しました。図書利用の促進については、いままで以上に、全町民が図書利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を図ってまいります。更には、高齢や身体に障がいのある方で図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制をとってまいります。

子どもの情操形成の過程において重要な児童奉仕については、乳幼児期からの読書習慣の定着を図るために、引き続き、子育て支援センターとの連携による絵本の読み聞かせ会や司書による学校訪問の実施等、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇等の子ども行事などにより、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

また、一方では中高年齢層の利用が増加し、更に学校における読書活動や総合的な学習の時間等での図書の活用の声が高まっております。蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、図書館ロビー展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

《郷土館の活動》

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための郷土資料の活用と情報の発信に努めてまいります。

収蔵庫の整備に伴い、これまで取り組んでまいりました埋蔵文化財資料および未登録民具資料の整理に一定の目処がつきましたので、新規登録資料を中心とした移動展や施設内ミニ企画展の実施と併せて、学芸員それぞれの専門分野である歴史・自然講座の開設などに引き続き

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

き取り組んでまいります。

更に、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（平川昌昭君） 以上で、施政方針を終わります。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第5、総務経済委員会所管調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 始める前に皆さんのお手元の資料3枚ものですが、2枚目の上から5行目、処理頭数は107頭とありますが10万7千頭の誤りですので訂正して下さい。

総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1、調査事項 と畜の現状と課題について

調査の日時については、25年8月12日及び25年10月8・9日の両日、本年に入りまして、26年1月14日となっております。

次に、出席者の名前と日にちについては、お目通しをお願いしたいと思います。

調査の経過と内容についても省略いたします。

四番目の委員会の所見を申し上げます。

北海道畜産公社根釧工場は昭和46年に釧路市大楽毛に設置され、法定耐用年数31年を既に経過し、41年になり道内公社6工場中最も古くなっていることから平成27年3月を以って廃止することが決定されている。

これに対し根釧管内11農協の組合長会は、酪農専業地帯には必要な施設であること、加えてBSEや口蹄疫などを考慮したとき、と畜場は集約化よりも分散化がリスク分散になることなどから、一致して新設による近代的工場の開設に向けた検討を進めており現在、仮設計と建設費の試算が行われている。

搾乳専業から最後に廃用牛を処理しなければならない酪農地帯では必要な施設である事は言うまでもないが、24年度末の取扱い実績は11,075頭で計画では16,741頭と約5,600頭の差があり、各JAにおいて指導し、計画頭数を確保することが重要であると考えます。

JA標茶からは、建設に向けて不退転の決意で臨むとの話があり、当委員会に対して近隣市町村への積極的な協力要請についても要望があった。

平成26年3月には管内農協組合長会の協議がなされ集約された方針が決定されるようである。

最後になりますが、当委員会と他の委員会との合同で行動をしましたが、活発な意見のやり取りがあり、方向性としては、と畜場の建設は根釧酪農地帯に必須であるとの認識で

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

一致しました。現在のと畜場（大楽毛）の利用が一年延長されても時間は短く、早急の計画実施が望まれます。

当委員会は、この報告の後も、と畜場建設へ向けて関係機関と協力していきたいと考えます。

以上で、報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第6、陳情第1号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第1号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） （登壇） おはようございます。

通告いたしました内容について質問させていただきます。

リース方式による公共施設へのLED照明の導入についてでございます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、料金を大幅値上げした電力6社のうち、北海道電力が2月17日、電気料金を再値上げする方針を正式に表明、泊原発1から3号機の再稼働が見通せないためとしている。昨年9月、家庭向けを平均7.73%、企業向けを11%引き上げたが、原発停止のため、火力発電所の燃料費が膨らんで赤字が続き、収支改善には再値上げが欠かせないと判断したとの報道がありました。再値上げ時期、値上げ幅は現在明らかにされていないが、本町の一般家庭、企業、公共施設の電気料金負担増は避けられない状況である。

これら逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として、既存の公共施設、役場庁舎、病院、やすらぎ園、小中学校、幼稚園、保育所、公民館等や今後建設される公共施設（磯分内小学校）へのLED照明（発光ダイオード）の導入は喫緊の課題と考えます。LED照明への切りかえは、初期費用が重い負担とならざるを得ないが、民間資金を活用したリース方式によって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことも可能との他市町の導入事例があり、本町におきましても省エネとコストダウン（財政負担の軽減）、さらに低炭素社会に向けても電力多消費施設から積極的にLED照明の導入を推進すべきと考えますが、町長、教育長の所見を伺いたい。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 13番、川村議員のリース方式による公共施設へのLED照明の導入についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年9月、北海道電力は収支改善のため電気料金を大幅値上げし、一般家庭向けで平均7.7%、自由化部門で平均11%の引き上げとなり、再度の料金値上げの報道については議員ご案内のとおりであります。

昨年9月の北海道電力の試算では、本町の自由化部門契約への影響額は年間630万円ほどの負担増との結果となり、地球温暖化防止実行計画による対策以上の節減対策が課題となっているところであります。

このような状況の中、議員ご指摘のとおり、寿命が長く消費電力の少ないLED照明への切り替えは有効な対策であると考えております。

また、導入に際しましては、議員ご提案の初期投資がない民間資金を活用したリース方式による導入も一つの方法であります。買い取り方式とのトータルコストや地元民間資金など、総合的な判断が必要と考えておりますが、いずれにいたしましても損益分岐点等を検証し、点灯時間の長い施設、消費電力量の多い施設から導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君） （登壇） 13番・川村議員のリース方式による公共施設へのLED照明の導入について、教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

小中学校、幼稚園及び公民館におけるLED照明の導入についてのお尋ねであります。基本的な考え方につきましては、町長の答弁と同様でございます。

なお、26年度着工予定の磯分内小学校校舎・屋体建設工事においても、省エネと低コスト化を図るため、全部の照明器具について導入してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 一回で終わるというのもまた失礼な話であると思いますので。

町長からのご答弁では、今後、電力多消費施設について検討していくという前向きな答えがございましたし、また教育長からは磯分内小学校については取り入れるということでございますので、これで質問を終わらせたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） （登壇） 私のほうからは、2問質問をさせていただきます。

1問目は、間伐材を有効活用したまちづくりをということで質問させていただきます。

昨年、「標茶町の森林整備と林業・木材業の振興を」と題し、主伐期を迎えた木を有効利用し、地域振興を図っていきたくて質問いたしました。

その後、議会では木質バイオマスを初めとする「環境モデル都市」事業に取り組んでいる下川町の先進地視察をする機会を与えられました。林業の町としてエネルギー・経済の地域循環型のまちづくりを推進するに当たり、多岐にわたるメニューが深く関連づけされており、

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

実行されている様子を興味深く聞くことができました。特に関心の強かったのが、循環型森林経営（植栽・伐採の恒久化、雇用の創出、地域経済の安定化）、自然環境教育、木質バイオマスによる熱源の利用などがございました。

標茶町としても、自然環境保全に対する意識は非常に高く、去年は家畜ふん尿によるバイオガスプラントの設置を支援しております。

標茶町でも相当数の町有林を保有しておりますが、現在どの程度町有林の間伐材等の手入れがされているのか。

また、間伐事業により雇用の創出や、今まで単純廃棄されていたものがあるのであれば、熱源として利用することで自然環境保全に対する標茶町としてのアプローチとなり得るが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 2番、長尾議員の間伐材を有効活用したまちづくりに関するご質問についてお答えをいたします。

本町の森林総面積は約5万8,000ヘクタールで、国有林以外の森林、いわゆる民有林が約3万4,000ヘクタールとなっており、そのうちの町有林の現況については、部分林を除く森林面積は約4,400ヘクタールで、そのうちカラマツやトドマツなどの人工林が約2,400ヘクタールを占めています。

次に、町有林における間伐等の保育の実況状況についてですが、現在、カラマツやトドマツなどの人工林で間伐等の保育の対象となる3齢級から8齢級の森林は約1,100ヘクタールとなっており、過去3年間の平均で年間約80ヘクタールの施業を行い、約2,400立方メートルの伐採材積から約1,800立方メートルの素材を生産しております。生産された素材については、町内に木材加工施設を持つ業者を中心に売り払いを行い、主に家畜敷料用のおが粉や一般製材などに加工されています。素材を生産する際には、追い上げ材や枝条など、丸太にならないいわゆる林地残材が発生をします。伐採面積の25%に相当すると言われておりますから、近年の町有林では年間約600立方メートルの林地残材が発生をしています。

また、除伐においては直径の細い木を伐採することから、同じく林内に残置しているのが現状であります。

こうした森林資源を林内に残置する理由につきましては、伐採から搬出までのコストの問題があります。林地残材等の木質バイオマスを熱資源に活用を図るためには、コストを低く抑え、かつ安定的に供給させるという課題を解決する必要があります。そのためには主伐に至るまでの間伐を列状間伐で実施するなどの作業効率の高い施業方法の検討や、搬出コストを抑えるための林業専用道の整備、さらには生産された素材の流通先の問題等々について、標茶町森林組合を中心とした町内関係機関と連携して取り組まなければならないと考えております。

議員が視察で訪ねられた下川町においては、木質バイオマスの原材料を林地残材のほかに公共工事で廃止された廃材などにも頼っているとのことでありました。このことは、同町が歴史的にも林業、林産業を基幹産業として栄えてきたことに起因するものであり、基幹産業は酪農である本町では条件の差はありますが、国有林面積を除く民有林面積を比較すると、下川町は8,400ヘクタールに対し、本町は3万4,000ヘクタールと約4倍の面積を有してお

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

ります。コストの問題など解決しなければならない課題はあるものの、取り組みによっては新たな雇用が生まれるほか、林業、林産業が活性化され、森林資源の循環利用と本町が誇る貴重な資源環境の保全にもつながるものでありますので、本町の資本が最終的に本町内で還元されるという総合的な見地のもと、引き続き調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番、長尾君。

○2番（長尾式宮君） 町としても非常に自然環境保全に対する意識が高いというところで、町長のほうからも前向きな返答をいただいているかと思えます。

町長もおっしゃっていたとおり、非常にコストの問題というのが今後大きな課題になってくるのではないかなと感じております。下川町と同等に比較してという話にはならないかと思えます。標茶町には標茶町の事情があるかと思えますけれども、そういった中でできるだけ無駄をなくした、間伐材で廃棄しているもの、そういったものができるだけ再利用できるように、まちづくりとしても産業の育成やあるいはまちづくりの一環として、そういったものを取り組んでいけたらいいなというふうに考えております。そのためには、先ほどおっしゃっていましたコストの問題、そういったものも今後、具体的に話し合う機会をつくっていただければありがたいと思えます。

次に、2番目の質問に参ります。

まちおこしのための冬のイベントをとということで質問させていただきます。

近年、旅行者の志向の変化もあり、夏の涼しい時期だけでなく、冬場の道東観光客も定着しつつあるように思われます。標茶町においては、冬期間、JR釧網線のSL運行があり、国内旅行者だけにとどまらず、海外の旅行者も多数見受けられます。駅では、町内ボランティアの方々や商工会でイベントや旅行者への案内対応をしているところでございます。

また、現在、商工青年部に委託されている「お試し暮らし」も多数の問い合わせをいただき、標茶町の魅力をたくさん感じてほしいと積極的な議論がなされております。

しかし、中には今後の課題も見受けられます。その一つは、冬期間の「お試し暮らし」の希望者がいないことが挙げられます。道外の方々には「冬の北海道の生活はハードルが高い」と思われていると想像しますが、まずは冬の生活を体験してもらうことも重要だと考えております。

町外へのアピールだけでなく、冬の風物詩として町民にも参加してもらえようようなイベントを各団体協力のもとで行うことで、活気あるまちづくりにつなげていけるのではと考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 2番、長尾議員のまちおこしのための冬のイベントをとのお尋ねにお答えいたします。

2点のお尋ねとしてお答えをいたしますが、まず1点目の冬の北海道での生活はハードルが高いと思われていると想像するが、まずは冬の生活を体験してもらうことが重要だのご指摘ですが、北海道移住促進協議会が取りまとめたアンケート結果では、冬期のお試し暮らし滞在者のほとんどが冬期以外利用のリピーターであることを踏まえ、まずは気候の

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

よい時期に利用していただき、また、ふだんできない体験が感動の一つでもあり、北海道の冬の楽しみ方を知ってもらうこともその後につながると考えておりますので、方法を含め検討してまいりたいと存じます。

2点目の、町外へのアピールだけでなく、町民にも参加してもらえるイベントの開催により、活気あるまちづくりにつなげていけるのではとのお尋ねですが、そのとおりと思っております。

以前におきましては、冬のイベントとして、商工会青年部が中心となり、平成15年2月までスノーフルフェスタが開かれておりましたが、開運橋のかけかえ工事の関係もあり、平成16年度は休止となり、以後は開催されていない状況が続いています。

イベント自体は一過性の色合いが強いものではありますが、議員ご案内のとおり、準備を含め、各団体が協力してとり行い、町民の皆さんが参加できる体制や内容であれば、活気あるまちづくりにつながるものと考えております。

若い皆さんの柔軟な発想と構想力に期待するとともに、商工会や観光協会等と連携し、その支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 2番、長尾君。

○2番（長尾式宮君） 町長のほうからも、冬のイベントに対して前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

実は、商工青年部の中でも冬のイベントという声があったり、あるいは他団体さんからのほうでも、冬ではないのですけれども、標茶町をアピールするためにいろんな今、仕組みを考えていらっしゃる団体さんもいらっしゃいます。それぞれの団体ではまちおこしというものに対して非常に意識が高い、若手だけではないのですけれども、そういった声が見受けられたり、あるいは町の人たちの声として、冬の行事がないよね、寂しいよねという声があったものを受けまして、今回質問させていただきました。

町としても、もしそういった冬のイベントの相談があったら、ぜひ相談に乗っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、ぜひ皆さん方の柔軟な発想の中で新たな提案をお願いしたいと思っています。

ただ、冬というのは、どうしても雪、氷という形になりますので、そこら辺でどういったことが可能か等々について、議員が先ほど言いましたけれども、若手だけではなくという発想というものは非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひそういった意味で協力してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番、長尾君の一般質問を終了します。

休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君）（登壇） さきに通告しておりました件につきまして、教育長のお話を聞きたいと思うのですけれども、今、テレビ、ラジオ、新聞等でも非常に騒がれておりますけれども、消費税の3%増税に伴う町内の子供たちの給食費についてお伺いをしたいと思っております。

いずれにしろ、現在5%から3%がふえるということになりますと、父兄の負担もまた大きくなるということは予想されることであると思っておりますけれども、その後に来年の10月からは、また今度は2%上がって10%というような話が出ていますけれども、この辺について、教育長の意見、この消費税についてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 消費税増税による給食費への対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

ご案内のように、学校給食は私会計でありまして、給食の食材料費のみを保護者に負担していただき、そのほかの施設維持費あるいは人件費などは行政負担をしております。

保護者負担である給食食材料費においては、平成26年度の見込みで申し上げますと、平成25年度と比べて1食当たり単価を小学校で7円値上げし212円、中学校では8円値上げの248円で運営することの答申が学校給食共同調理場運営委員会からありました。議員お尋ねのとおり、給食の質を落とさないためには必要と判断いたしましたところであります。

次に、未納者への対応であります。学校給食共同調理場運営委員会で課題協議しながら、学校、PTA保護者と共同調理場三者で連携しながらその対応に努めているところでありますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今ちょっと聞き漏らしたのですけれども、中学校の場合は二百何ぼとおっしゃいましたか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 中学校につきましては、8円値上げして248円と。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） 当然、その運営委員会というものがあって、これは恐らくはPTAと教育委員会と校長会か何かだと記憶しているのですけれども、この辺の関係について、議論されていると思っておりますけれども、この議論については、今回、この3%上乘せという部分について、運営委員会でこういうことについてはその都度そうやってお話をして結論を出しているということなのですか。例えば、来年、今言ったように2%上がる分についても、その都度そのときに集まって、どうするかということで議論しているということなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

給食調理場運営委員会というのは年2回開催されておりまして、その都度、給食費も含めてなのですけれども、全体の給食の構成、米ですとかパンとか麺とか、あるいは牛乳とか副食とか、そういったもの全体の割合を検討して、そして1食当たり幾らというふうに決めているのですね。そして、そういう内容を説明して、その中で議論しながら最終決定するという、今回につきましては、26年度から3%の消費税が改定されるということもありまして、特に現在、円安や何かの影響を受けて原油等も高騰しておりまして、パンにかかわる小麦やそういったものもかなり上がってはいるのですけれども、極力保護者負担がかからないようにという努力はしているのですけれども、消費税分については、当然ここにその分についてはね返ってきますので、上げなければ結果的に給食の質が落ちてしまうということで、安くしなければならないということになりますので、そういったことを考えますと現状でやっていくのは難しいということもありまして、今回の給食運営委員会で答申をいただいているということをございまして、それと給食運営委員会というのは、PTAと、それから校長会が構成メンバーとなっております。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今、内容についてはある程度詳しく聞いたのですけれども、けさの新聞だったと思いますけれども、釧路町については、1食が小学生の場合200円、6円上がりの206円ということで、中学生については235円の241円というようなことがけさほど載っておりましたけれども、結果的にはこの標茶の場合は7円と8円が上がるということなのですが、これは量によってもある程度やむを得ないとは思いますが、多くつくることによって安くできるという部分もあるかと思っておりますけれども、この辺については、中学生と小学生の差というのは、例えば同じような食材で同じような給食をしているのか、それとも中学生は中学生なりに、例えば盛りが少し多いとか、中の食材が違うとか、こういうような形になっているのかどうかと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 小学校費と中学校費の給食費の違いについてでございますが、基本的にメニューについては同質のものを出しております。米と、それから副食も含めまして、量が違いますので、その部分について単価差が出ているところであります。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） 量については、とりあえずわかりました。

この消費税アップについて、今ここで行政報告の中で教育長が話をしましたけれども、この辺については、そうすると父兄のほうにはどのような形でもって連絡をしているのか。

小さい話ばかりで申しわけないのですけれども、とりあえず当然国として消費税がかかってくると、それは皆さんわかっているわけなのですけれども、やっぱりその金額がそっくりそのまま乗るとか乗らないとかということで、今後こういうふうな金額になるのですよということの周知徹底については、どのようにして教育委員会としては考えているのかお教えいただきたい。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 毎月1回、給食だよりも発行しておりますし、また学校等を通した中で、周知については丁寧に行いたいと思っております。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） 本当に細かい話で申しわけないですけども、この食数について、例えば1週間の中で米とパンと大体あるかと思うのですけれども、私も子供がいないからちょっとわからないのですけれども、詳しく教えていただきたいのは、1週間の中で米とパンとの割合というのですか、これはどんなような形になっているのか、その辺わかれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 25年度の実績で申し上げますと、年間の数で申し上げます。米が150日、それからパンが24日、麺が21日で合計195日となっております。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） そうすると、米とパンとということになると、例えばパンのほうが高上がりにつくとか、米のほうが高上がりにつくとかというようなことというのは全然関係ないのですか。この辺について、どうなのですか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 先ほど教育長からも申し上げましたが、パンについては単価的には高くなっております。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） わかりました。

それと、これは先生方も相当数いると思いますけれども、この先生方についても、同じような給食というものを買っていて食べているものなのかちょっとわからないのですけれども、余り細かくなると総括でないかと言われたくもないのですけれども、そう言いながらも、この消費税についてはなかなかわからない部分がありますので、できれば父兄の方々に1円でも安く提供できるような方法ということは何とか考えられないものかというふうに考えているものですから、これが町がこの分上がった分を補助しますよというのであれば全然関係ないのですけれども、そういうようなことを考えてちょっとお聞きをしているのですけれども、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

確かに給食費につきましては、これは食材だけのご負担をいただいているということでございまして、人件費とか施設とか、そういったものは一切行政で行っております。

そういった意味では、大変だという環境にはあるのですけれども、極力少ない負担、保護者のほうで負担していただいているという形で、この物価についてはかなり、1%から3%上がってきてはいるのですけれども、それでも努力しながらこうやって安い金額で、1食212円とか248円でやっているのですけれども、これからにつきましては、3%が上乘せになりますので、これはもういたし方ないのです。もし同じ金額でやるのであれば、先ほど申し上げましたけれども、質が低下してしまうというか、例えばできるだけ地場産品とか道産品とかという、そういったものを対応しながらという努力はしているのですけれども、それが例えば安くするのであれば道外物とかあるいは輸入物とかというような、そういった方向になってしまうということもありますので、一定程度ご負担いただきたいと思っております。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

あと、先生方のほうにつきましても、これ食育指導という面もありますから、当然子供たちと一緒に食べていただくということで、食べていただいた分については、子供と同じ値段で納めていただく、そういうシステムになっております。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） 大体わかりました。

それで、最後に、この調理をすることによっていろんな残飯が出てくるとは思いますけれども、この辺の処理についてはどのようにされているのかちょっとお伺いします。

○議長（平川昌昭君） 関連する質疑を逸脱しているので。

最後ですか。最後ということだったのだけれども、最後というならいいけれども。

教育委員会管理課長、高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 残ったものにつきましては、ごみ処理の適正な処理の方法がありますので、そのように取り扱っております。

○7番（後藤 勲君） 了解しました。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で7番、後藤君の一般質問を終わります。

次に、12番、深見君。

○12番（深見 迪君）（登壇） 多少体力が弱っていますので、ぜひ元気の出るような答弁をお願いしたいなというふうに思います。

先ほど町長の執行方針の中で、「道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、重要な役割を果たしております」というふうに、その後もるる書いてありますが、私の質問は、道道1060号クチョロ原野塘路線の冠水防止のための道路のかさ上げについて質問したいというふうに思います。

この路線は、塘路からクチョロ、鶴居方面への通勤者、利用者がいます。また、当然クチョロ、鶴居方面からの利用者もいますが、大雨による冠水のため、たびたび通行どめ規制が行われています。

最近の資料で、年平均どの程度の冠水による交通どめが行われていますか。まず、そのことを伺います。

この道路が通行どめになれば、通勤その他の利用のため、この道路の利用者は標茶を通り、大きく迂回せざるを得ず、そのため約3倍の時間と経費がかかり、日常業務や経営、利用者の個人の経済にも多大な被害をこうむっています。その実態を町はどの程度把握していますか、伺います。

また、この路線は観光スポットとして利用客も多く、観光バスを初め自家用車、レンタカーなどで町外から訪れる観光客も少なくありません。わざわざ冬場に例年訪れる観光客もこの路線を利用しています。鶴居、阿寒を抜けてこの路線を利用し塘路に来る観光客も多く、湿原を通過する貴重な道路でもあると考えますが、その必要性についてどのように認識されていますか。

標茶町では例年、湿原の環境を守るため、町内外の多くのボランティアの方々が集まり、ごみ拾いなど湿原の環境を守る活動を展開していますが、生活道路として、また、なりわいや通勤に日常利用している道路として、さらには観光の発展からも、当然のことながら湿原

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

国立公園の環境保護に留意し、環境に優しい冠水地点の道路のかさ上げを早急を実施すべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 12番、深見議員の道道1060号クチョロ原野塘路線の冠水防止のため道路のかさ上げをについてのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の冠水による通行どめの状況であります。平成23年4月に3日間、平成24年5月に7日間、10月に2日間、平成25年4月に9日間、9月に9日間の通行規制が行われております。

2点目の通行どめによる被害をどの程度把握しているかとお尋ねですが、通行どめによる被害の額は把握しておりませんが、通勤や業務など、1個人、2事業者が2倍程度の時間的影響を受けたと聞いております。

3点目の、観光面においても貴重な道路ではないかとお尋ねですが、議員ご案内のとおり、観光スポットとして本町が整備しておりますコッタロ湿原展望台も当該道路に面しておりますし、釧路湿原をじかに体験できる重要な路線であると考えております。

4点目のご質問にお答えいたしますが、議員ご承知のとおり、森と川の月間における釧路湿原クリーンデーや企業における地域貢献での環境保全活動が行われており、大変感謝いたしております。

この道路につきましては、前述のとおり、生活道路であり重要な観光道路でもありますことから、従前より釧路建設管理部に道路整備の要望をいたしておりますが、環境保護整備手法等々においてさまざまな隘路があり、今日に至っております。しかしながら、必要性は十分認識しておりますので、引き続きの整備要望と、快適性向上の維持管理を要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 1番目の質問で、結構冠水による通行どめ規制が行われているというふうに思ったのですが、環境保護団体との話し合い、意見の食い違い等々、幾つかの隘路があるというふうに、これがまた普通であれば道路が冠水したらすぐかさ上げして防ぐのが本当なのだけれども、その辺の関係があつて、なかなか遅々として進まないという状況なわけですが、具体的に言えば、どこをクリアすれば自然保護団体と話の折り合いがつくのかなということなのですが、今までいろいろ話し合ってきたと思うのですが、どの点がポイントになっていますか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

詳細等については担当のほうからお答えをしたいと思いますけれども、基本的な考え方としては、従前、環境保護団体の人たちに関して言うと、手をつけること自体に対して反対ということでございます。

あと、具体的にどうこうということで、もし過去の協議等々で指摘事項等があれば、把握していれば担当のほうからお答えしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、以前、土現と言っていた時代と環境保護団体、それと標茶町の久著呂地域と塘路地域、それと鶴居村の下久著呂部落会との懇談会というようなものを、たしか3回ほど開催いたしましたときに、環境保護の面から、道路の右から左、左から右へ水が流れていくこと自体が重要であると。かさ上げした場合には堰になってしまうので、それ自体が影響が出るというような意見が出ておりました。あと、それとアスファルトにした場合の油の流出、油分があるので、それについても気になるという点で意見が出されておりました。

以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 最初のほうの説明はちょっと、右から左の話はよく理解できなかったのですが、私の質問の中では、アスファルトについては触れていないですね。

とにかく道路が通っているわけですから、要するに砂利道であってもかさ上げをして、大雨が降っても通れるようなふうにすれば、とりあえずはいいのではないかと。そういう意味では、アスファルトの部分はクリアできると思うのですが、その左から右に水が流れることが問題だというのはどういう意味ですか。右から左と言いましたか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしますが、釧路湿原の中に入っている道路ですから、右も左も湿原であると。その水が、右から左、左から右に自由に流れること自体が自然なことであるというような意見ということで、かさ上げすると、そこが堰となってしまって、水が流れていかないというような意見だったと思っております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） その話は大体承知しているのですが、堰にならないようなかさ上げの仕方、つまり土管を通すとかなんとかという形で、そういう方法なんていうのは技術上、これは釧路のほうに聞いたほうが早いのかもかもしれませんけれども、それは全然話が出なかったのですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 今、議員おっしゃった手法につきましては、浜中の琵琶瀬でやられている手法だと思っております。道路の下に管を通して水を右から左、左から右へという形で、大学の先生も効果があるというようなことで新聞等で報道はされておりますが、その当時、そういう手法をとるというようなケースと言って懇談をした経過はございません。ただ、そうなった場合に、また道路管理者としての環境アセスですとか、いろんなことが出てきますので、その懇談の場ではそういう工法があるということは皆さん知っていましたが、そこで議論になった経過というのはございません。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） そうすると、全く方法、工法がないわけでないし、自然に優しい形での工法がないわけでないし、今後も町としてはこの冠水による交通どめを極力抑えるような努力をしたいというふうに捉えてよろしいでしょうかね。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 最初にお答えをいたしましたように、この道路の重要性については、私どもとしては道のほうに要請をしまいであります。ただ、道のほうの考え方としては、地元において反対意見がある路線について、どういう優先順位になるのかというのは、これは世の中一般の話としてはご理解をいただけることだと思いますし、釧路湿原がいろいろな試験等々を経ながら、再生協議会の場でも貴重な湿原としてみんなで守っていこうという大きな機運の中で、例えばコストの問題であるとか、いろんなものを考えて、なおかつ地域住民の利便性をどうやって図っていくのか、そのことについては、私どもとしては今までと同じように必要性について、それと環境保全の面からもやはり必要だということをお願いをまいりたいと思っておりますけれども、ただ、道の中で、先ほど申しましたように、道に対するいろんな要望があって、道としてどういう事業を優先していくのかということになりますと、地元で反対意見があるということは、それだけやはり困難性が高いということも、これは一般論としてぜひご理解を賜りたい、そのように思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 最後の質問ですが、3回ほど話し合ったと。今後もその話し合う努力を続けていく、そういう姿勢はお持ちですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思っております。

湿原の保全の考え方として、従前であれば、例えば標茶では上流部で農地防災事業というのをやりました。湿原のいわゆる乾燥化をどうやって防いでいくのかということで、上流の住民、産業と下流の住民、それと広くその地域全体としてこの貴重な釧路湿原をどう守っていくのかという中で言うと、折り合いをつけなければいけない部分というのはあると思うのです。それと、技術というのは、これは日進月歩で進んでおまして、従前は湿原にはコンクリートは一切つくらないということが自然保護運動の基本でありましたけれども、逆にそうではなくて、上流で例えば砂防ダムをつくったほうが乾燥化を防げるというような、そういった考え方も出てきております。

いずれにしても、技術の進歩と、それから湿原環境をどうやって守っていくのかというのは、これは今こうだから未来永劫こうではないということではなくて、釧路湿原の上流、中流周辺で暮らす人たち、それとやはり大きく言えば日本の資源として、資産としてどう守っていくのかというのは、これからのいろいろなお話をしながら進めていかなければいけないと、そのように考えておまして、本町としては粘り強く道に対して要請を続けてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） わかりました。

それでは、二つ目の質問に入りたいと思っております。

次に、国民健康保険の都道府県単位化は一層町民に負担を強いることになるのではないかと、この点について質問いたします。

今、市町村が運営している国民健康保険が都道府県への「広域化」に変わろうとしております。厚生労働省は、期限を区切って全国一斉に都道府県単位化の運営に変える方針を打ち出し、今通常国会のプログラムには上がっていないようですが、着々と準備を進めています。

町長は、町村長会の一員として、従来からこの「広域化」を主張してきました。その根拠として私の記憶に残っているのは、国保財政の赤字の解消、それからスケールメリットの優位性を挙げてきたと思います。

そこで伺いますが、都道府県単位化になった場合、町民のサービスも同時に向上すると考えておられるのでしょうか、伺います。

国保の保険料は市町村ごとに違いますが、高過ぎる保険料が滞納者を増加させる悪循環で、どこも財政難に陥っているのが現状です。全国の多くの市町村は一般財源を国保会計に繰り入れ、保険料のあるいは保険料の上昇を抑制し、住民サービスを守る努力をしてきました。

ところが、厚生労働省は広域化に当たって、都道府県ごとの標準保険料の算定方法を法令で定め、一般財源の繰り入れを認めない方針であるかのように聞いています。都道府県単位化になれば、自治体の一般財源からの繰り入れは全くできなくなるのか伺います。

もしそうなれば、今でさえ所得200万円の4大家族で年間40万円にもなるような高い保険料が、さらに高騰するのは必至です。今後、後期高齢者保険制度のように、高齢化が進めば、高齢化などで医療費がふえるにつれて際限なく保険料が上がる仕組みになると考えますが、いかがですか。

このような状況で保険料がさらに上がれば、滞納増加、財政悪化、保険料上昇、そしてまた滞納増加という悪循環に拍車がかかり、国民の命を支える国民皆保険最後のとりでとも言われる国民健康保険の「崩壊」を加速する道ではないかと危惧するものですが、町長の所見を伺います。

さらに、懸念は保険料の値上げにとどまらず、現在、国が定めた保険料の減額制度に上乘せして独自の減免を行っている市町村があり、標茶町も町民の実態に配慮した減免の権限を有していますが、広域化されるとこれらの独自減免が失われかねず、このような救済の道も閉ざされるのではないかと懸念されますが、町長の所見を伺います。

また、後期高齢者医療制度のように、保険運営組織が住民から遠のき、住民の切実な声が届きにくくなることも予想されます。国保広域化とは、市町村が住民の命を守る仕事を放棄することになるのではないかと考えますが、いかがですか。

さらに、町長は、都道府県単位化により、現行の国保税が今より負担が大きくなるのか、それとも小さくなるのか、その見通しをどのように考えているか、所見を伺います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の国民健康保険都道府県単位化は一層町民の負担を強いることになるのではないかとのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険の運営について都道府県が担うことについては、昨年8月に出された社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、社会保障4分野の講ずべき改革の措置等についてのスケジュールや改革推進体制の整備等を規定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、社会保障改革プログラム法が昨年12月に公布、施行されました。これにより、医療保険制度については、平成27年度通常国会に必要な法律案を提出することを目指すとして規定されており、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するため、医療保険制度改革として抜本的な財政基盤の強化を通じて、国民健康

保険の財政的な構造問題の解決を図り、国民健康保険の運営に関する業務について、財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収・保健事業など、引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することから、都道府県と市町村が適切に役割分担をするために必要な措置を講ずるとしてあります。

今回の国保の改革については、恒常的な赤字補填の法定外繰り入れや小規模な保険者が多数を占めるなどの財政の構造問題の解決が移行の前提条件であり、これらが解決されて赤字の解消につながり、スケールメリットの優位性が保たれて、引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在すると想定されたものであれば、必ずしも現状よりよくない状況になるとは考えておりません。

保険料の高騰につきましては、平成23年度の状況で見た場合、全道の1人当たり最高が16万128円、最低が6万570円となっており、標茶町は上から51番目の10万1,943円となっております。全道の市町村の平均では9万2,717円となっており、必ずしも保険料が上がる位置ではないと考えており、さらなる医療費の削減等に取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに、本町の税率では、所得200万円の4大家族では年間保険料は32万円程度となっております。

保険料の徴収や減免等、広域化により住民の命を守る仕事を放棄するのではとのお尋ねにつきましては、さきに説明したとおり、保険料の賦課徴収・保健事業など、引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することから、都道府県と市町村が適切に役割分担するために必要な措置を講ずるとしておりますので、状況を見守りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、都道府県化により国保税が今より負担が大きくなるのか小さくなるのか、その見通しについては、保険料の高騰のところで述べたとおりでありますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） そうすると、町長は、町長がずっと主張してきた都道府県単位化について、標茶町の場合、現状では保険料が上がるとは思っていないという見通しを持っておられるということですね。後期高齢者医療制度もそうだったのですけれども、ただ、被保険者の人数がふえる、それからその人たちの所得がどんどん下がっていくということになると、それは必ずしもそうではなくなってくるのではないかなというふうに思いますが、当面、私の質問に対しては、仮に都道府県単位化になっても、標茶町の町民の保険料は上がらないという見通しを持っているということですのでよろしいのですね。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

見通しとしては、そうではないのかということでございます。これ都道府県単位ということになりますと、例えば人口配分とか、いろいろなものを全部シミュレーションして実際にどうなるかということになりますと、現実問題では現時点ではそれは申し述べるのがちょっと困難だということも、ぜひご理解をいただきたい。現在の本町の保険税の額の状況から

見て、それほど変わらないのではないのかと、そういう見通しを持っているということでございますので、ご理解を賜りたい。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 町長、現状では見通しをつけるのは困難だけれども、それほど今より上がるとは思っていないという言い方は、かなり厳しい町民にとっては、現状では見通しをつけるのは困難なのだけれども、スケールメリットを期待して都道府県単位化をするというのは、私はやっぱり危ない橋を渡ることになるのではないかなというふうに思うのですが、例えばけさの朝日新聞のこれトップ記事ですよ。「国保滞納差し押さえ急増、12年度で24万件、5年で倍」ということで、国保財政はかなり厳しくなっている。

それから、今、ことしでなくて多分来年の通常国会の中で法律案が出てくるのではないかと思うのですが、国保の移管の本格協議に入っているのですけれども、道内でも、これは道新でもそうですし、朝日新聞でもそうなのですが、評論、どなたかわかりませんが、全国市長会幹部の方の談話として、各市町村ごとの金額をならすのは技術的に相当難しいというようなことも言われています。

それから、国民健康保険加入者の1人当たりの医療費は、全道を見ても物すごい差があるのですね。一番トップで言えば49万9,742円、それから標茶町はかなり低くて26万3,019円というような医療費の内容になっているわけですね。

それから、健康保険税、場所によっては健康保険料になるわけですが、このランキングも仁木町の保険料の52万4,100円、高い10自治体の保険料ですね。低い10自治体の一番最後は22万円と。52万円のところもあれば22万円のところもあると。これをどうやって全道一括して進めていくかというのは、私はもう極めて厳しい作業になるのではないかなというふうに思うのです。

一番気になっているのは、本当に町長が現状で都道府県単位化、北海道を一つにしたほうが標茶の町民にとって国民健康保険について言えば有利なのだという確たる論拠があれば、私はこれ以上申し上げることはないのですが、そのことがはっきりしないうちに、全国都道府県町村長会は突っ走っていったということに非常に疑問を持っているのですよ。その点については町長どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

今、議員が指摘されたことが、まさに私どもが申し上げてきたことなわけです。小規模な町村になればなるほど、そして人口減少が進み、高齢化が進めば進むほど、その町の国民健康保険税というのは、例えば高度な医療等が発生した場合に、これはもう極端に上がるということになるわけでありまして、したがって、私どもは町民の皆さんに結果として安定した国民健康保険というものを維持していくためには、これは分母を大きくしていくしかないということはずっと申し上げていたわけです。国民健康保険をトータルとして守っていくことが、結果としてこれは町民を守ることになるということはずっとこの間申し上げてきたところでありまして。

それと、医療費をどう抑えていくのか等々については、これは議員ご指摘のように、町村のそれぞれのやはり努力や何かというのは当然あると思います。そういったことが、今後の

話になろうかと思えますけれども、やっぱり反映されるようなシステムというのも当然必要になってくると思えますし、議員がご指摘になりましたように、単純に今ある医療費をどうこうということではなくて、これから先の人口減少、高齢者がふえていく時代の中でどうやって国民健康保険法を守っていくのかという視点から考えた場合に、これは広域化という方法しか私どもはないと。

確かに標茶町は、現時点においては一般会計からの繰り出し等々によって何とか上がるのを、これはご理解をいただきながらですけれども、そういったことを実施しておりますけれども、これとて先ほど申しましたように、例えば何人かの方が高度な医療等を受けた場合に、これは今、数字としては申し上げられませんが、極端に上昇すると考えられなくはないです。そういった場合に、小規模自治体で運用した場合に、一般会計からの繰り入れがこれ以上許されるのかといったときに、国民健康保険というのは町民全てが加入しているわけではありませんので、ほかの町民の皆さん方のご理解もいただきながらやらなければいけない。そういったことを考えた場合に、やはり広域化、分母を大きくしていくということのほうが、結果として国民健康保険の受益者に対してプラスになると、そういうことを今までずっと私は申し上げたということで、それが基本的な考え方でございますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） せんだって私も町立病院のお世話になって高額医療費の対象になりましたので、今の町長のお話からいうと余り強いことを言えないですが、単純な質問をもう一つだけ。

標茶のように、あの程度の町立病院が1個あるところと、前、町立病院の院長先生がおっしゃっていたように、いやいや、深見さん、札幌なんて自分の家の窓をあけたらすぐそこに病院があるのだ、そういう状態のところとこういうところと一緒にされたら困るのだというような話をしていました。そういう有利、不利というかな、国民健康保険税についても、そういうのは当然出てくるのだと思うのですが、それは今、審議中ですから、それに町長答えてくれというのはちょっと酷かもしれませんが、そういう点についてももしお考えがありましたら、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） やはり一番大きな要因というのは、人口減少と少子高齢化だと思っております。それと、医療費の押し上げ要因というのは、高齢化と同時に、医療技術の高度化ということが非常に指摘をされておまして、高額医療費が非常にふえてきているということでもあります。だから、そういった高額医療費というのがどういった層で必要とされているのか等々について言うと、これらについてはいろんな分析等があると思えますけれども、いずれにしても医療費はこれからふえていくという前提で物を考えなければいけない。そうすると、それを誰が負担していくのかということに関して言うと、もっともっと公平・公正な負担のあり方というのと、それとやはり基本的な負担のあり方と、それとまた弱者対策というのは、これ別だと思っておりますので、基本的な考え方としては、それは受益をされる方が負担をしていくという基本の中で、ある程度の負担はやむを得ないと考えるしかないと思えます。医療費を減らしていく努力というものをどうやっていくのか、本町において

もそういった健康づくりの推進等々でいろいろな運動を展開しておりますし、そういったことが本町の医療費を余り急激に上げていない大きな原因だと思っておりますし、例えば予防接種等々の実施であるとか、そういったことをでき得るところをやっていく、そのことがやはり大事なのではないのかなと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたい。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） これは答弁要りませんが、私はやっぱりこの国保の都道府県単位化というのは非常に危険であって、国が3分の1、道と市町村が3分の1、それから町民が3分の1というような部分で運営していると思うのですが、医療費というのは、国がその責任をしっかりと受け持つということが一番大事なのではないのかなと。だから、その点での最初のボタンのかけ違いというか、発想の違いというか、そういうことが若干、町長と前も議論しましたけれども、違っているのかなというふうに思います。

私は、国民健康保険について言えば、本当に町民の姿が見える町が全てにわたってやっぱり責任を持つと。もちろんお金はそれぞれ国や道に負担してもらうにしても、そのことがとても大事なのではないかなというふうに思うのです。そのことを最後に申し述べて、最後の質問に入りたいというふうに思います。

最後の質問なのですが……

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） このことに関して言うと、以前にもお答えをしたと思うのですが、いわゆる少子高齢化、人口動態の変化に伴って増大していく社会保障費の財源を国が確保してこなかったことが、今日の1,000兆円を超える借金という事態を招いたと私は思っております。国が負担すべきということは、これは国民が負担をすることになるわけです。では、この借金はどうやって返していくのか。これは何度も言っていますし、施政執行方針の中でも申し述べさせていただきましたけれども、それは国に負担をさせて未来に先送りさせるのではなく、今の世代の子どもがやはり借金を減らす努力をしていくと。それをやらなければ、これから人口減少は続くわけでして、子供たちは少なくなっていくのです。そのことを考えたときに、受益者が負担していくという原理原則というのは、やはり私は考えていくべきではないのかなということとをずっと申し上げてまいりましたし、そのことはこの国民健康保険税に関しても、考え方としては同じでありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 財源を国が確保してこなかったということについては、全く同じ意見であります。国の金の使い方が全く間違っていたのではないのかなということにもつながるのでないかなというふうに思うのですが、きょうは迫力がないので、この辺でやめて、次の最後の質問に入ります。

最後に、ちょっと先の話ですが、しかしもう準備を進めなければいけないということで、厚労省の学童保育に関する運営基準についての準備はできているかということについて、どの程度までいっているのかについて伺いたいというふうに思います。

厚生労働省の「放課後児童クラブ（学童保育）の基準に関する専門委員会」は、昨年報告書をまとめ、発表しました。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

標茶町の学童保育は、現在、この基準に達しているでしょうか伺います。報告書のまとめですから、それと照らし合わせてどうなのかということですね。

2点目は、報告書では、指導員の資格や一定の研修による質の高い保育で「生活の場を保障する」ことを省令で定められることとなりますが、このための準備をどのように考えていますか。この「生活の場を保障する」ということは、物すごい大きな意味があるのですよね。

それから3点目、「授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて放課後児童健全育成を図る」ために学童保育と家庭、学校との連携の強化もうたっていますが、標茶町の学童保育の現状はこれに照らし合わせてどうでしょうか。

また、不足の点があれば、より一層その方向での努力をどのように進めるつもりですか。

これは語弊があったら困るのですが、学童保育のお仕事に携わっている人たちのことをあれこれ言っているということではなくて、そういうふうに捉えないで答えていただきたいというふうに思います。

四つ目、報告書では40人以上の規模についても一定の配慮を必要とするとありますが、標茶の実態はどのようになっていますか。

最後ですが、開所日数と時間について、改善すべき点はありますか。特に土曜日を含む休日の開所時間はどうなっていますか。

以上、お願いします。

○議長（平川昌昭君） 6番、7番。

○12番（深見 迪君） もう一間ありましたか。

○議長（平川昌昭君） あと二つあります。

○12番（深見 迪君） ありました。

報告書では、「障害のある児童の受け入れについても受け入れ態勢の充実、強化を図っていくことが必要」と強調しています。本町では、私何度かこの議場でも質問要求しましたが、結局はこれが実現しなくて、保護者を中心に、困難な中、2カ所の施設を運営していますが、学童保育と同様、町の手厚い援助を必要と考えますが、どうですか。

最後です。今後、各市町村が条例で基準を定め、2015年度から適用する方針と聞いていますが、その準備はどのように進めていますか。

以上、お願いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の厚労省の学童保育に関する運営基準についての準備はできているかについてのお尋ねにお答えをいたします。

現在、町における学童保育の実施につきましては、標茶町学童保育実施要綱により、町内に、標茶地区、塘路地区、磯分内地区、中茶安別地区、虹別地区の5カ所の地域の各学童保育所運営委員会に学童保育の運営の一部を委託して実施しているところであります。

昨年12月25日に厚生労働省の社会保障審議会児童部会の専門委員会による報告書が発表され、具体的な基準の範囲の方向性について報告をされています。施設の専用室、専用スペースについては1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積の確保が適当とされておりますが、1カ所のみ1人当たり1.58平方メートルと若干狭いところで、おおむね問題ない現状となっております。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

また、指導員については2人以上確保されており、あわせて学校教育法に規定する高等学校を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者を中心に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条で規定されている基準に合致しております。

また、研修等については、子ども・子育て支援法において、都道府県が放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めるものとされていることから、今後、北海道の動きも注視しながら積極的に連携して研修の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育と家庭、学校との連携であります。保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう、それぞれが連携を図りながら、開設場所等、協議を行ってきておりますが、今後も家庭、学校との連携を強化しながら、児童と保護者が安心して利用できる居場所の確保に努めたいと考えております。

報告書では、集団の規模については、児童数が40人を超える場合は配慮が必要とされておりますが、現在、標茶学童保育所の人数は36人です。過去に40人を超えた時期もありますが、児童館機能と併設して運営を行っておりますので、若干の増員には十分対応できるものと考えております。

開所日数と時間については、標茶町学童保育実施要綱により、基本は平日は下校時から午後5時30分まで、土曜日、休業日及び休校日は午前8時30分から午後5時30分となっております。実際の運用日時については、それぞれの運営委員会の総会の中で開設時間を決めていただき、実施しております。現在、土曜日については、2地区において行っておりません。

次に、障害のある児童の受け入れについては、議員ご指摘のとおり、町内にはNPO法人により2カ所の放課後児童等デイサービスが開設され、放課後や夏休み等における児童の居場所としてその役割を果たしていただいていると認識をしており、その運営に大変期待をしているところであります。町としては、事業所から相談等があれば、協議を行ってまいりたいと考えております。

最後に、学童保育に関する運営基準については、国が省令で基準を定め、市町村が条例を制定することとなっていることから、それら国の省令で示される基準を参考に作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 町長の答弁の中に、資格の問題について1点述べられました。

その内容は、高卒等の者であって2年以上児童福祉事業に従事した者、これはそのとおりであります。

しかし、今回の資格に関する状況については、非常にこれを重視していますね、報告書は、児童の遊びを指導する者の基準ということで、今、町長がおっしゃった高卒等の者であってというほかに、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者、保育士、社会福祉士、教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）、大学、大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めたもの等というふうになっているのですよ、報告書の中では。

今、町長がおっしゃったのは、この中の高卒で2年以上の児童福祉事業に従事した者の1

点しか書いていない、これでクリアはクリアなのですからね。しかし、報告書の今後の学童保育の方向性を言えば、より高いやっぱり専門性を有した人たちがこれに従事することが望ましいということで、さっき町長が研修の機会の確保ということを行いましたけれども、これをぜひ積極的に行っていただきたいというふうに思っていますし、同時にそういう資格を持った人たちの採用といたしますか、これについても来年度を目指して考えていってほしいと思うのですが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この件に関しては、研修等についても以前お答えをしたと思っておりますけれども、私どもとしては最低限の基準を合致しているという中で、あとは各運営委員会の主体性、自主性にある程度委ねているというような実態であります。こういった条件でなければこれは適切でないということに関して言うと、これについて言うと、マンパワーの確保という基本的な問題の中で、法律でこういうことが望まれているから直ちに実施しろというのは、現実問題として可能か否かという問題もありますし、現実には任務につかれています方たち等々の研修等によってそれは高めていくということのほうが私は大事なかなと思っておりますし、いずれにしても私ども本町では、学童保育については、やはり父兄の皆さんの自主性、主体性というのを今後も重視してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思いません。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 今いる、そこで仕事をしている方についてあれこれ言うことでは決まてないのですけれども、例えば釧路市あたりでは、ほとんどが保育所の資格、幼稚園の資格、小学校の教員の資格を持っている人たちが、あそこは児童クラブといっているのですけれども、やっているのです。ですから、父母の会といたしましたか、それにげたを預けるだけでなく、そこを目指すと。町としてもそういうところを目指すということをぜひ考えに入れていただきたいなということです。

それから次に、さっき40人が36人なのですよと言ったのですが、これはこの36人の学齢は何年生までですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

ただいまあった、その40人につきましては、標茶児童館の中で開設をしております標茶の市街地の学童保育の部分です。現在、2月末の登録児童数で36人ということですので、ちょっと学齢の資料までは手元にありませんが、今まで基本的には4年生までが一般的でしたが、今度、法律が変わって小学生という形になりましたので若干高学年の方もいるかと思うのですけれども、一応36人、4年生までを中心にとということでご理解をいただきたいと。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 小学校6年生までに変ったわけですね、法律が。そうすると、当然この36人というのが、どこまで周知されているかわかりませんが、ふえてしかるべきですね。ふえる可能性が大ですよ。そうすると、40人を超える場合の対応も考えていかなければならないというふうに思っているのですが、私は法律どおりに6年生までに緩和された

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

ということになると人数もふえてくるのではないかなと思うのですが、それに対する対応も今後考えていくということですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

町長の答弁の中にもありましたが、標茶の学童保育につきましても、児童館との施設も併用しておりますので、基本的には子供たちが集まる時間帯については、やはり放課後ということであれば、一般の児童館の利用者もあるのですが、大半が実は学童保育の利用者が中心で運営されている。土曜日については、逆に学童保育の利用が少なくて一桁台のときもあるというふうに聞いていますので、一般的な児童館の利用者が多いというふうに聞いていますので、児童館という施設を有効に活用して標茶市街地の中で一定程度集約で1カ所という形のほうが、共用できるのであれば今の体制を維持したほうがいいのかというふうに考えていますが、ただ、これから先の人数の動向につきましても、推移を見ながら、議員の指摘もありますので、検討を重ねていきたいと思っています。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） あと二つほどなのですが、土曜日8時半から5時半というふうに、やっていないところもある、条件に応じて。これは5時半まで希望ということであれば、これは実施していくという現状であるというふうに見てよろしいでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） それぞれの学童保育の運営委員会ございますので、その中で開設時間等につきましても調整を行っていきまして、標茶につきましても、時間を延長して6時までという形で保護者の理解を得ながらやっているというケースもございますので、それぞれの運営委員会の判断だというふうに理解をしております。

○12番（深見 迪君） これ土曜日、休日ということですね。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 土曜日の開設時間につきましては、それぞれ違うのですが、大体朝8時15分からとか、9時からとか、終わりの時間は12時あるいは12時15分という形の時間設定になっております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 通常で言えば、仕事の関係で、これは今後の課題になると思うのですが、お昼で終わるのではなくて、やっぱり平日と同じようなという、それが児童クラブや学童クラブのもともとの目的なわけですから、課題として持っていていただきたいというふうに思います。

最後ですが、二つの施設の話がありました。「まなびあ」と「みなみな」のことなのですが、これは町長は期待したいと、期待するというふうに言いましたし、いろんな相談にも乗ると言いましたが、本来であれば障害を持っていても、標茶で言えば学童保育できちっと生活の場を保障するというのが役場の本来の任務なのだというふうに思うのですよ。ですから、何か活躍を期待するとか何とかということではなくて、もっと積極的に町がかかわって、僕はここに町の手厚い援助を必要と考えるのだけれどもどうなのだというふうな質問の仕方をしたのですが、どうなのですか、これ。本来は、役場がもっと、障害を持っていたにしても

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

学童保育と同じように法律で考えて運営されてしかるべきではないかというふうに思うのですが、考え方としていかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的な考え方としては、当然役場としてどうこうということも非常に大事なわけですが、やはりこれは地域全体としてどうやって考えていくのかということのほうが大事でありますし、この2施設につきましても、これまでも私どもとしては町として支援できることについては支援をしております。ただ、実際に運営面について、具体的にどうこうという要請等については、私どもまだお聞きをしておりませんし、先ほどもお答えをしましたけれども、いろいろなこととお話し合いをさせていただきながら、ともにこの施設の運営に当たっていききたいというのが基本的な考え方でありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） ぜひ通常の、今までかなり古い歴史、標茶の場合は学童保育は持っているわけですから、同じような感覚、観点、位置づけでこの二つの施設も見ていっていただきたいということを訴えまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番、深見君の一般質問を終わります。

次に、9番、鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） （登壇） 通告しております未婚のひとり親にも寡婦（夫）の控除のみなし適用を、ご質問いたします。

婚姻届を出していない男女間に生まれた、いわゆる婚外子と呼ばれる子供が遺産相続の際、他の子供の半分とする民法の規定について、最高裁は昨年9月4日、裁判官全員一致で違憲の判断をいたしました。このことは婚外子差別の解消を迫る画期的な判決とっております。

憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。

父子・母子世帯が年々ふえ、中には未婚で子供を産み育てているひとり親もいると聞いております。そこで、寡婦（夫）控除のみなしについてであります。申し上げる寡婦（夫）には、女性ばかりでなく、男性の場合も含まれていますので、念のためお断りしておきます。

私は、寡婦（夫）控除は税法上において大きな差別であると考えます。婚姻歴がなく未婚で子供を養育しているひとり親には、所得税の寡婦（夫）控除が適用されていません。寡婦（夫）控除について、一度結婚をして、その後離婚や死別、行方不明などによってひとり親世帯として子供を養育している母子家庭または父子家庭の親の収入に対して一定額の税控除が受けられる制度です。例えば女性であれば、離婚した女性が数年後に未婚でほかの男性との間に子供を出産した場合、また未婚で子供を養育していた女性が他の男性と結婚したものの、その後離婚をして母子家庭として子供を養育している場合などは、過去に婚姻歴があるということで、寡婦控除の対象となります。これは男性の父子家庭でも同じ対象です。つまり過去に戸籍上、法律的に結婚したかどうか、婚姻歴があるか否かで寡婦（夫）控除が受

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

けられるかどうかが決まるということです。このことは税法上大きな差別問題と思います。

特に父子家庭より圧倒的に多い母子家庭、中でも婚姻歴がなく未婚で子供を養育している母子家庭にとっては、経済的にも極めて深刻な問題であります。

厚生労働省の最近の調査によりますと、母子家庭の経済状況は大変厳しいと言われていて、母子家庭の母親が働いている割合は80.6%と高く、その就労の平均年収は181万円であり、雇用形態も半分以上が非正規雇用となっております。とりわけ婚姻歴のない母子家庭の収入は平均160万円しかなく、さらにこれ以下の収入しかなく生活している母子家庭があるということであり、本町の母子家庭の状況も同様と考え、一段と厳しい不安定な生活を余儀なくされているのが実態と思われま

す。このような状況の中、税法上では、婚姻歴がない母子・父子家庭には寡婦（夫）控除されないため課税所得が高くなって、その結果、所得税、住民税ばかりでなく保育負担金、公営住宅使用料などの負担も多くなって、厳しさが追い打ちをかけているのが現状です。

同じ父子・母子家庭で、婚姻歴の有無によって税の負担に差があるのは、大きな差別問題であることは明らかで、差別自体が最近社会的に問題となっている子供の貧困を助長している一つの要因ともなっているのではないのでしょうか。

昨年6月に成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の中に、生まれ育った環境によって子供の将来が左右されることのないよう、第3条国の責務、第4条地方公共団体の責務で施策を策定し及び実施すると義務づけられております。いまだに寡婦（夫）控除の差別は改善されてお

りません。そこで、町として今やれることとして、みなし適用を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、国に対しては、寡婦（夫）控除の適用拡大を強力に要請すべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成24年度の本町の母子・父子家庭世帯は87、中には未婚のひとり親世帯がいらっしゃるのか、その状況はどのようになっているのか伺い、質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 9番、鈴木議員の未婚のひとり親にも寡婦（夫）控除のみなし適用をとのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、所得税法上では未婚のひとり親は寡婦（夫）控除の対象となっていないことから、離婚等によりひとり親となった世帯と同じ所得でも、保育料や住宅使用料の負担が大きくなる場合がございます。

最高裁は昨年4月に、結婚していない男女間の子の遺産相続の取り分を結婚した男女間の子の2分の1とする民法の規定について、法の下に平等に反する違憲判断をし、12月には民法が改正されております。

このことから、結婚歴の有無により保育料等の負担に格差を設けるのは不適切であると感じており、寡婦（夫）控除の適用については前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。次に、さらに国に対して寡婦（夫）控除の適用拡大を要請すべきのご質問でございますが、現行、税制においては、寡婦（夫）について、所得税については所得税法、所得税法施

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

行令、租税特別措置法に定められており、地方税においては地方税法、地方税法施行令に定められており、その規定に該当する方について、所得控除等を行っているところでございます。

税については法令等に基づいて施行されており、法の改正がなければ控除等の適用は無理であることをご理解いただいていることと思いますが、ご質問にあります拡大要請をすべきということに関しては、町村会等を通じて町としても要請を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、事務報告書の中に未婚のひとり親は含まれているのかとのご質問でございますが、含まれておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長の答弁で、前向きに検討していきたいというご答弁がありましたので、その件ではなくして、最後の父子・母子世帯の中に未婚の親世帯が含まれている、何件か、それだけ伺っておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

昨年度の事務報告書の中で、未婚のひとり親につきましては、2世帯というふうにカウントしております。

○9番（鈴木裕美君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。

次に、1番、松下君。

○1番（松下哲也君） （登壇） 私からは、通告してありますことは「核兵器廃絶・平和の町」宣言後の対応についてということでお伺いいたします。

昨年6月の定例会において、町議会提出による「核兵器廃絶・平和の町」宣言に関する決議案が可決されました。その後、7月15日の戦争犠牲者追悼式の場で、町長より参加者に対して発表がなされております。

長年の懸案であった宣言が全議員の賛同をもって決議されたことは大変意義深いものがあると私は思っておりますし、この意義深い宣言を内外に発信し、町民の方たちにも周知させていくことが大事であると思っておりますし、その一つの方策として、立て看板の設置や庁舎への横断的看板の設置が必要と考えておりますけれども、町としてはどのような方策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 1番、松下議員の「核兵器廃絶・平和の町」宣言後の対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

昨年6月の定例会において、核兵器廃絶・平和の町宣言が議会提案により全会一致で宣言に関する決議がなされました。ご案内のように、宣言が決議されたことの周知については、昨年の標茶町戦争犠牲者追悼式において議長による宣言文の読み上げ、町広報誌への掲載及び図書館での戦争と平和を考える図書展において宣言文の掲示を行っております。

議員のお尋ねであります宣言を内外に発信する方策についてであります。平成25年4月

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

現在、全国で非核宣言をした自治体数は1,566、率にして87.5%に達しており、議会議論の経過も踏まえ、宣言文の1文であります恒久平和は人類共通の願いであり、平和を愛する標茶町民の願いであることを町民一人一人がその決意、思いを深め、広める運動論として、既存の関連する行事や広報等での周知、自主的な町民運動、職場、地域などから展開することが有効と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

1番、松下君。

○1番（松下哲也君） 非常に全国的にもこういう宣言が87.7%に達しているということでは、今さらという標茶で特別なこういう新たな取り組みをしなくてもいいのかなというようには思っておりますけれども、私、この後あえて町長からの答弁は要らないのですけれども、私の思いというのは、町民とともに常にこの一つの宣言、過去には「自然の番人宣言」がなされておりますし、交通安全、いわゆる「シートベルト着用の町宣言」だとか「青色申告の町宣言」というのが標茶町では決議されておりますけれども、やはり我が町はこういうことを宣言している町ですということは常に町民の方々と共有していきたいと、そういう思いがありますので、ことしの施政方針の中にも「自然の番人宣言」の普及と啓発だとか、交通安全ということで思想普及とか、そういうことが述べられておりますので、できればお金をかけないということで、こういう中でこれからも世界の平和のために本町としてもいろんな面で啓蒙活動をしていくというような施政方針でも述べられれば、私はそれで大変結構であるかなと思っておりますので、あえて答弁は要りませんが、私の思いを乗せて私の質問は終わりたいと思います。

（何事か言う声あり）

○1番（松下哲也君） では、お願いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 今、議員のご指摘のとおりであると思ひまして、私どもとしてもやっぱりどうやって広めていくか等々については、これから具体的にどういった手法をとるかにつきましては、議会としてのご意見も伺いながら進めてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○1番（松下哲也君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で1番、松下君の一般質問を終了します。

次に、4番・本多君。

○4番（本多耕平君） （登壇） それでは、私のほうから、本町における集落、地域対策についてということで質問をいたしてまいりたいと、このように思います。

今般、北海道地域政策課が「地方を中心に人口減と高齢化が急速に進んでいることがわかり、実態に応じた対策を講じていきたい」との発表をしたという報道がなされておりました。

本町の基幹産業は言うまでもなく酪農であります。近年、離農、休農がハイペースで進んでおり、TPPの交渉いかんによってはさらなる事態が予想されます。

地域によっては人口減と少子高齢化が急速に進み、集落の維持が困難になっている地域が存在しつつあると理解しております。現に保育園の休園、小中学校の統廃合地域を支えてきたコミュニティーが薄らいできている実態があります。市街地以外の地域会は、過去におい

て、行政指導のもと各種団体を整理統合し、地域づくりとまちづくりが一体となり得る組織をつくり上げ、成果を上げてきておりましたが、その地域会組織自体が人口減少、高齢化によって活動が危ぶまれてきております。このような地域コミュニティの実態を踏まえ、以下の点についてお聞きをいたしたいと思っております。

一つに、人口減、高齢化により弱体化しつつある集落へ、どのような対策を考えているのか伺います。

次に、地域コミュニティこそがまちづくりの核と考えます。その上で行政はどのようにかかわっていくのか、具体策をお伺いしたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 4番、本多議員の本町における集落、地域対策についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本町の自治会再編につきましては、各地域において進められ、昭和56年当時110あった自治会は、平成14年に44となり、ここ10年では磯分内市街町内会が再編され、現在39となっております。

当時、自治会再編が進められた背景には、戸数の減少により祭りや葬式などの地域活動が困難になってきたこと、役員構成も特定の方に偏ってしまったり会議の出席者が減少する、農地を隣近所にあっせんすることが困難になったなどの要因が挙げられておりますが、その中であって地域文化の融合も含め、地域を維持できる姿をみずから模索し築き上げてきたのが現在の体制であると考えております。

2点のご質問に合わせてのお答えとなりますが、日本はかつて経験したことのない人口減少時代に入り、集落構成員の減少、そして少子化、高齢化の進展による担い手不足は全国の過疎地における共通の課題となっております。その対策としては、多角的な取り組みが必要と考えており、本町においてはこれまでも社会基盤整備や地域経済の安定、生活、交通、産業後継者対策、子育て支援、高齢者対策、地域づくりの支援等を行ってきたところであり、今後もより効果的な手法についても模索しながら、さらに強化しなければならないと思っておりますが、基本的には誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していくことが肝要であると考えております。

地域コミュニティがまちづくりの核であるのご指摘ですが、私もまた同感であり、これまで各自治体の主体性を重視し、町政懇談会も含め機会あるごとにご意見を伺い、施策に反映させる努力を続けてまいりました。この地域コミュニティをどのように維持、発展させるかについては、一義的には行政のお仕着せではなく、何より住民の皆さんの思いが重要であり、みずから望む姿を描き、その姿にできるだけ近づけるために地域、行政がともに力を出し合うことが大切と考えております。

以前、地域整備計画を各地域でつくる運動を展開し、協力し合いながら計画づくりを行い、自助・共助・公助のバランスをとりながら事業の展開を進めた経緯がありますが、そのような取り組みが今再び重要になっているのではないのかと考えており、自治会連合会や各団体からのご意見も承りながら、手法も含め検討してまいりたいと存じますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○4番（本多耕平君） 今お答えをいただきました。

常に地域住民と一体となったまちづくり、地域づくりという点では、私も現にそのようなまちづくりをしていかなければならない、協働のまちづくりの精神からいってもそうしなければならないというふうに理解をしております。

そこでちょっとお聞きをしたいのですが、先回の新聞報道で、道では11年から集落というあり方について調査をしたという、原本（手元に）があるわけですが、その中で限界集落の定義ということが書かれておりました。過疎化などの住民の半数以上が65歳以上となり、生活道路の管理や冠婚葬祭、社会的共同生活の維持が困難で対策を打たなければならない、将来的に消滅するおそれのある集落のことを限界集落と言うというふうに大学の教授が定義づけしたようであります。

そこで、実は私も集落という定義をちょっと考えてみましたし、今、町長自身が集落という位置づけをどのように考えておられるのか、実は私なりに集落というのは、もちろん本町は先ほど言いましたように基幹産業が多いわけで、農業、実はこれはほとんどの集落のところがもう入植100年を迎えつつある、本州、いわゆる内地から起源をたどれば集団移植、入植でもって昭和の初期から戦前を通じて集落単位で入った、20戸、30戸の方々が入った集落が多いわけです。その後、ご案内のように、ほとんどが前段申し上げましたように、離農、休農、さらには移転が続いて集落というものをなしておらない。

その中でお聞きしたいことは、道が本町のほうに、いわゆる限界集落の調査といいますか、意向調査があったと思うのですが、その集落の捉え方という件に関してどのような立場の集落ということをお考えでその道の調査の結果になったのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 詳細については、ちょっと担当のほう書類を持ってきておりませんので、今とりに行きますけれども、集落の考え方とは、ただいま議員がおっしゃったように、入植時点の考え方と、それから時代の変遷の中で大きく変わってきたところ等ありますし、ただやっぱりそこで培ってこられた伝統文化というものが、ただ単純に構成員が少なくなってきたから広げればよいということではないというぐあいに考えております。ただ、現実問題としては、やはり担い手の問題というのが非常に大きな問題となりますし、地域活動を行う前にどうしても足りなくなっているという実態もあります。それと、やはり入植当時と大きく違うのは、交通条件等々もかなり整備されてきておりますので、そういったことを踏まえて、地域に暮らす皆様方が今後の集落のあり方についてどういった形がいいのか等々については、住んでいる皆様方が決めていくということが一番大事なのかなと、そのように考えています。

先ほどの道の調査に関する、うちのほうでどういう捉え方をしてどういう回答をしたかにつきましては、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） これは1月13日の道新でこうなっておりますので、ちょっと見ていただければと思うのですが、それで本町の地域対策の中でも、当然、先ほどから町長が言わ

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

れていますように、新規就農へのいわゆる産業の担い手事業ですとか、あるいは除雪対策ですとか、いろいろと地域の高齢者、あるいはまた地域を支えていく対策がなされていると思うのですけれども、それで特に今年度の地域づくりでも町長は対策を考えておられますけれども、地域対策の目玉としてどのような考えをお持ちでしょうか。高齢者対策も含めて、私が言ういわゆる地域コミュニティー対策で今年度このような対策を重要視していきたいのだという主立った施策といいますか、町長が今年度重点にしていきたいのだというものがあればちょっとお聞きをしたいのですが。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

地域、また市街地の別なく、住民に対してどういったことを考えていくのかということについては、全般的に述べてまいりましたけれども、とりわけこれ議員も指摘をされておりますけれども、本町の基幹産業であります酪農、農業をどうやって推進していくのか、このことがやはり一番大きいと思っております、そのことを農協さんと力を合わせながら進めていく、そういった中で新年度から新たに御卒業地区で考えております農業生産法人等々の取り組みであるとか、標茶の持っているいろいろなものをもっともっと発信していくための取り組み、酪農の振興が図れば、結果として地域振興というものが図れるのではないのかなと思っております、一番重要視しているのは酪農、畜産、農業の振興であると、そのように考えております。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） 一番私お聞きしたかったのは、今の道のいわゆる限界集落についての調査が全道行われているわけですけれども、それどのような中で行われたかということをお聞きしたかったのですが、それが来ないとちょっとあれだな。私、それを主にしたかったので、申しわけないですが。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 本多議員のご質問にお答えをさせていただきますが、北海道が行った集落の調査の集落の捉え方でございますが、北海道では「一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位で、市町村行政において扱う行政区の基本単位と位置づけています」という調査物でございます。

それでいきますと、北海道から示された集落数は14でございます、本町においては65歳以上の割合が50%を超える集落はないと回答しております。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） ちょっとゆっくりもう一度、集落という考え方ですね、今、おっしゃられたこと。ごめんなさい。ちょっとゆっくり、メモしたいので、もう一度ちょっと。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

（「わかりやすく言えばいいのだ」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長、佐藤君。

（「わかりやすく、わかりやすく」の声あり）

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 再度ご説明をいたしますが、市町村行政において扱う行政区域の基本単位を集落としているという調査物でございまして、道から示された集落数は14集落でございます。そのうち65歳以上の割合が50%以上を超える集落はありませんと答えております。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） 本町ではないと。結論的に言えば、調査をする対象区はないというふうに判断したということで、よろしいのですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 判断したということではなくて、結果的に50%を超えている集落はございませんという答えをしております。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） わかりました。結果的にそのようなことで、ないというふうにわかるわけですが、前段私申し上げましたように、現実的に集落といいますか、いわゆる地域会自身がかかり本来の目的とする機能が低下しつつある、あるいはまた高齢化したことによる本来の地域会活動が危ぶまれてくる、あるいはしつつあるところが多いということは私は実は注視をしたいと思うのです。当然このことについては行政のほうとしても認めるところだと思うのです。

そこで、町長がおっしゃっておられるように、将来を見据えた地域づくり、まちづくりということを考えるときに、いち早い手段を打っておくことが大事だということで、先ほどどのような本年度重点的な施策を打つのですかという実はお話をいただきました。

ぜひこれ以上のいわゆる地域会、地域が崩壊することのないような、やはり地域でも当然住民意識として頑張るでしょうし、あるいはまた行政との一体となった中での地域づくり、まちづくりを進めるような施策を、総論ではなくて各論でぜひ推し進めていただきたいと、このように思います。

もう少し具体的なことは後日の総括でお聞きしたいと思いますので、以下、私は質問をこれで終わりたいと思います。

町長のほうから、もし総括的に地域づくりへの思いがあれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

総括的に地域づくりということであれば、基本的な考え方としては、地域に暮らす皆様方がその地域にいてよかったと考えるような地域づくりだと思いますし、その基本となるのは、やはり標茶町においては私は基幹産業の振興ではないのかなと思っております。その中で現実的に今できることは何なのかということをJAさんと協力をしながら着実に進めていくと。そのことがとり得る唯一の方策かと、そのように考えております。ただ、やはりそこに暮らす皆様方が本当に何を望むのかと、そのことが一番重要だと思っておりますので、その辺につきましても、機会あるごとに意見を承ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

りたいと思います。

○4番（本多耕平男君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で4番、本多君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時05分）

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 7番 後 藤 勲

署名議員 8番 館 田 賢 治

署名議員 9番 鈴 木 裕 美

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年3月10日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 陳情第 1号 T P P交渉等国際貿易交渉に係る陳情（総務経済委員会報告）
第 2 議案第 7号 建設工事委託に関する協定の変更について
第 3 議案第 8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 4 議案第 9号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
第 5 議案第10号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第 6 議案第11号 標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
第 7 議案第12号 平成25年度標茶町一般会計補正予算
議案第13号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第14号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第15号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第16号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第17号 平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算
第 8 議案第18号 平成26年度標茶町一般会計予算
議案第19号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第20号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成26年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 平成26年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	小野寺一信君

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎陳情第1号

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

- 総務経済委員会委員長(黒沼君)(登壇) 陳情審査報告を行います。本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第92条第1項の規定により報告をいたします。陳情第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情、総務経済委員会で審査をいたしました。全員一致で採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

- 議長(平川昌昭君) これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。
これより本件を採決いたします。
陳情第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。
本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

◎議案第7号

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

- 水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いた

します。

本案は、標茶終末処理場脱水機の更新工事を、日本下水道事業団に委託した協定の変更でございまして、脱水汚泥はコンポスト施設でたい肥化し、緑農地還元していることから、薬液注入率1%以下で脱水汚泥の含水率を85%未満とするため、高効率型脱水機で計画しておりましたが、標準型でも対応が可能となったことから、標準型への仕様変更により工事費が安くなったことによる減額、及び平成25年12月に、日本下水道事業団の本社が移転されたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下内容についてご説明いたします。

議案第7号。建設工事委託に関する協定の変更について。

平成24年6月14日、議案第43号をもって議決を経て締結した、標茶終末処理場汚泥処理施設設備工事の協定を次のとおり変更する。1 委託契約金額、1億6,600万円を1億2,731万円に変更する。2 委託契約の相手方住所、東京都新宿区四谷3丁目3番1号を東京都文京区湯島2丁目31番27号に変更する。

以上で議案第7号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・館田君。

○1番（館田賢治君） ちょっとお聞きをしたいのですが、まず、24年6月14日に議決をした金額の変更なのですが、変更する場合、確か随意契約でやっていたと思うのですが、随意契約だけど競争入札。というか何社かのデータをとって随契にもっていたのではないかなと思うのですが、その辺がちょっとわかりません。どうだったかお聞きしたいのですが。変更する場合、これ変更する場合の契約の方法というのはどんな方法で変更するのですか。例えば請書で変更したりするのですか。単なる契約の差額の変更だけを契約書か何かで交わすのですか。これがまず一点お聞きしたいです。それからもう一点は当時の下水道事業団の理事長、現在どなたになっているのかあわせてお聞きしたい。

○議長（平川昌昭君）

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

まず契約の変更の仕方でございますけれども、下水道事業団とは協定ということで結んでおりまして、下水道事業団が実際にある業者さんとは一般競争入札のほうで契約しております。それでもって事業団と業者との金額が確定して、それをもって事業団の事務費等の経費をいれて、町と金額の変更をしているということでございます。それで今ちょっと事業団の理事長の名前ですね、もってきていませんので、後でお答えしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに質疑ございませんか。

10番・田中君

○10番（田中敏文君） 結構な金額の減額ということで、機械の変更ということと、施設の面積等大きな変更があるかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

先ほどご説明いたしましたけども、事業団さんのほうでそれぞれ汚泥の種類ですとか処理方式によって発生する汚泥の種類ですとか、あるいは含水率の関係で標準的な単価をもってございます。標茶の場合、牧場にあるコンポスト施設で、コンポストとして使用するためにですね、汚泥を脱水するときには高分子凝集剤という薬品を添加してやりますけど、あまりその添加率が多いと粘度が増して団子状になってしまって、コンポストがよくできないということで、当初は高効率型という性能のいいもので計画しておりました。事業団さんのほうで発注されまして、業者と協議をしているなかで、標準型でもできるということで、標準型と高効率型ですと単価的に安くなると。機械自体の大きさにつきましては、それほど変わらないものでございます。

○議長（平川昌昭君）

10番・田中君

○10番（田中敏文君） 施設の大きさも変わるのかな。機械だけなのか、施設の処理、これは設備工事ですからね、敷地面積、コンクリートの事業だとか、それも大きく変わっているのかちょっとお聞きしたい。

○議長（平川昌昭君）

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

今回の工事はすでにあった脱水機の更新工事で、管理棟の中に脱水機室がございまして、そこにあらたに新しい脱水機をいれて出来上がった時点で、古い脱水機を撤去するというところでございまして、建物とかそういうものが変更になったということではございません。

あくまでも脱水機本体の仕様が変更になって、大きさ的にはそれほど変わらないということとであります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第8号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、北海道市町村職員退職手当組合の組織団体であります「上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合」が平成26年3月31日付で解散脱退することに伴い、組合規約別表の変更が必要となりましたので、議会の議決を求めるための本案を提案でございます。

以下内容について説明いたします。

議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合規約を変更することに関し、地方自治法昭和22年法律第67号第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

つぎのページに移ります。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

議案説明資料1ページのほうに、組合規約の変更する箇所の一部抜粋をした、新旧対照表を掲載しておりますので、参照していただきたいと思っております。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容についてのご説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

○議長（平川昌昭君）

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 先ほど、館田議員より質問ありました日本下水道事業団の理事長の名前でございますが、谷戸善彦でございます。協定時と変更はございません。

◎議案第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国の地方分権改革において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の「第3次一括法」の制定に伴いまして、平成25年6月14日に公布されたところではありますが、これにおいて社会教育法の一部改正が行われ、平成26年4月1日から施行されることとなったため、これに対応する条例改正が必要となりましたので提案するものでございます。

これまで社会教育法第15条第2項で規定されておりました社会教育委員の委嘱の基準の削除及び第18条において委員の委嘱の基準を文部科学省令で定める委嘱の基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めるものとなり、一部、法制執務上の文言の整理と見出しを加えて改正するものであります。

以下、議案第9号資料の社会教育委員設置条例新旧対照表と合せて内容についてご説明いたします。

議案第9号。社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。

社会教育委員設置条例（昭和30年標茶町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(設置)」を付する。

第5条に見出しとして「(その他必要な事項)」を付し、同条を第6条とする。

第4条に見出しとして「(解嘱)」を付し、同条中「あつても」を「あつても」に改め、同条を第5条とする。

第3条に見出しとして「(任期)」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第4条とする。

第2条に見出しとして、「(定数)」を付し、同条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。というものであります。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

なお、2月24日に開催されました第2回定例会教育委員会において、承認をいただいていることを申し添えます。

以上で議案第9号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第10号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、女性特有のがんであります、乳がん及び子宮頸がんについて、国の補助事業として平成21年度から平成25年度の期間において、「女性特有のがん検診推進事業」により、乳がん検診につきましては40歳から60歳の間で、子宮頸がん検診では20歳から40歳のうち5歳刻みの年齢の方を対象に無料のクーポンを配布し、検診の奨励を行ってきたところであります。

平成26年度につきましては、国の同事業については、対象者が平成21年度から平成24年度の事業実施期間に一度も乳がん検診・子宮頸がん検診を受診していない方を対象とするなど、無料クーポンの送付対象が一部縮小となっておりますが、引き続き受診の奨励を図るために、手数料徴収条例の一部について所要の改正を提案するものであります。

以下内容についてご説明いたします。

議案第10号。標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページにいきます。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例。標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

例第5号)の一部を次のように改正する。

まず、附則第3項の前の見出し中「平成21年度から平成25年度まで」を「平成26年度」に改めるものであります。続きまして、同項中「平成21年度から平成25年度までの間に検診を受ける当該年度の前年において20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳に達した者」を「当該年度の前年において20歳に達した者及び昭和48年4月2日～平成4年4月1日生まれの者のうち平成21年度以降未受診の者」に改めるものであります。これにつきましては、子宮頸がんの対象の対象者をこれまでの実施したものの中で、特に未受診であったもの、年齢が若干縮まりますが、引き続き26年度の対象とするということでございます。

続きまして、次は乳がん検診にかかわる該当者の条項の見直しの分でございますが、附則第4項中「平成21年度から平成25年度までの間に検診を受ける当該年度の前年において40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳に達した者」を「当該年度の前年度において40歳に達した者及び昭和28年4月2日～昭和47年4月1日生まれの者のうち平成21年度以降未受診の者」に改めるということで、これにつきましても、未受診の方を対象に若干年齢が狭まる形ですが、引き続き子宮頸がん・乳がん検診について、26年度について、国の事業にあわせながら、乳がん検診・子宮がん検診を継続したいということの提案でございます。

続きまして、附則につきましてこの条例は、平成26年4月1日から施行するというものがございます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎議案第11号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第11号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第11号の提案趣旨並びに内容について、ご説明い

たします。

本案につきましては、標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例と、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日から段階的に施行となっております。

このことにより、これまでの「障害程度区分」について「障害支援区分」に改められることから、標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例と、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、所要の改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第11号。標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページにいきまして、標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正。第1条 標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「標茶町障害程度区分認定審査会」を「標茶町障害支援区分認定審査会」に改めるものでございます。続きまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成18年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正するものでございます。

附則第2項別表種別の欄中「7 障害程度区分認定審査会」を「7 障害支援区分認定審査会」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終了いたしました。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

◎議案第12号ないし議案第17号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号を一括議題といたします。議題6案の提案趣旨の説明を求めます。企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第12号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年度一般会計補正予算第9号でございまして、年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、できるだけ決算数値に近づけるよう計数の整理を行なうとともに、現状において急を要するものについて措置をするもので、歳入歳出それぞれ1億2,077万4,000円を追加し、総額を107億8,661万5,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものといたしましては、追加で減債基金積立金1億5,732万5,000円、町有施設整備基金積立金5,000万円、自立支援介護給付訓練等給付費1,189万7,000円、育成牧場の需用費で2,176万円、学校教育施設整備基金積立金3,000万円などであり、減額するものは事業実績等に基づく精査であります。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し3,718万円の追加、介護保険事業特別会計は、両勘定をあわせ1,045万1,000円の減、病院事業会計へは1,260万9,000円の追加、下水道事業特別会計は671万円の減であります。

一部事務組合につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で242万3,000円、釧路北部消防事務組合負担金で2,391万8,000円の減であります。

一方、歳入につきましては、町税とそれぞれの特定財源を見込むとともに、普通地方交付税の増額により収支バランスをはかったところであります。

また、繰越明許費4件、債務負担行為1件、地方債で3件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町一般会計補正予算(第9号)。

平成25年度標茶町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,077万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,661万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

18ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

6ページをお開き下さい。

第2表繰越明許費であります。

6款農林水産業費、1項農業費、道営草地整備事業(区画整理型)負担金(標茶東地区)で1,950万円。同款同項道営草地整備事業(区画整理型)負担金(標茶北地区)で金額は1,722万5,000円であります。道営草地整備事業(区画整理型)負担金(つるい中央地区)で、75万円。道営経営体育基盤整備事業(通作条件整備型(基幹農道整備(保全対策型)))負担金(西熊牛地区)253万4,000円でございます。

次ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正であります。

新規事業で、畜産経営改善緊急支援資金平成25年度。期間は平成26年度から平成50年度まで。限度額は融資金5億9,250万5,000円に対する利子補給(年0.18%)1,364万4,000円と設定するものであります。

33ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

畜産経営改善緊急支援資金(平成25年度)の債務負担行為の限度額を1,364万4,000円とし、合計で36億2,254万5,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額は2億3,482万5,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度の支出額に変更はございません。財源内訳は国道支出金6,375万円、その他財源6,126万3,000円、一般財源は1億981万2,000円であります。

8ページへお戻りください。

第4表地方債補正であります。

1 過疎対策事業の補正前の限度額3億8,540万円から虹別ふ化場道路改良160万円、虹別17号線防雪柵設置210万円、虹別61線道路改良事業960万円、スクールバス購入170万円、建設機械購入780万円、消防デジタル無線整備1,880万円を減額し、補正後の限度額を3億4,380万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

6 地域活性化事業の補正前の限度額1億9,820万円から1,500万円を減額し、補正後の限度額を1億8,320万円とするものであります。

起債の方法は証書借入、利率は7.0パーセント以内。償還の方法は政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または、低利債に借換えすることができる。以下同じでありますので、省略させていただきます。

7 災害復旧事業の新規で補正後の限度額を380万円とするものであります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額9億5,924万8,000円から5,280万円を減額し、補正後の限度額を9億644万8,000円とするものであります。

34ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額9億5,924万8,000円から補正額5,280万円を減額し、補正後の額を9億644万8,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額105億1,238万5,000円から補正額5,280万円を減額し、補正後の額は104億5,958万5,000円となるものであります。

以上で、議案第12号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、システム改修に伴う16万2,000円を追加したほか、医療費の状況から一般被保険者療養給付費5,000万円の減額、または平成24年度の療養給付負担金の額が確定したことに伴う、償還金等として3,713万円の追加。

歳入では、繰越金4,479万6,000円の追加、国の財政調整交付金は3,723万5,000円の減額となったところであります、また一般会計からのローカルルール分としては3,718万円を繰入し、収支の均衡を図るものでございます。

なお、本案につきましては、2月25日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,846万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明をいたします。

9ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページにお戻り下さい。

2ページからの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え歳入・歳出を精査し、保険事業勘定歳出では、システム改修に伴う対応として44万2,000円を追加したほか、保険給付費で4,700万円の減額、基金積立に2,569万5,000円の追加を行い、歳入では繰越金で1,866万4,000円の追加を行うなど収支のバランスを図ったところであります。またサービス事業勘定では、歳入歳出の補正額はゼロでございますが、各種サービス事業の利用実績に伴う減額を行い、財源内訳の変更を行ったところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,154万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,103万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明をいたします。

10ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページにお戻り下さい。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」「第2表 介護サービス事業勘定歳入予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第5号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

予算書1ページをお開きください。

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成25年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,323万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,977万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き下さい。

2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正。2款1項公共下水道事業費、事業名「公共下水道事業」、25年度割額を補正前の額1億1,600万円から3,869万円を減額し、補正後の額を7,731万円に。総額を1億6,600万円から1億2,731万円とするものであります。

12ページをお開き下さい。

継続費についての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

2款1項、公共下水道事業費、事業名「公共下水道事業」全体計画25年度年額割の変更によるもので、合計で申し上げます。

年額割3,869万円を減額し1億2,731万円に。左の財源内訳・国道支出金2,128万円を減額し、7,002万円に。地方債1,840万円を減額し3,070万円に。その他91万8,000円を追加し2,645万6,000円に。一般財源7万2,000円を追加し13万4,000円に。

前年度末までの支出見込額。平成24年度分。平成25年第2回定例会でご報告させていただきました平成25年度に繰越しました2,700万円を減額し、2,300万円に。当該年度支出予定額。25年度分。1,169万円を減額し1億431万円に。当該年度末までの支出予定額は合計で3,869万円を減額し、1億2,731万円。継続費の総額に対する進捗率。補正前、24年度30.1%。25年度69.9%が、補正後は、24年度39.3%。25年度60.7%となります。

4ページにお戻り下さい。

第3表 債務負担行為補正

事項 標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給で、補正後の融資予定額を90万円減額し90万円。利率・期間は補正前と同じ。限度額は3万8,000円を減額し、4万2,000とするものです。

13ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

合計で申し上げます。債務負担行為の限度額3万8,000円を減額し、20万4,000円、前年度末までの支出見込額は、補正前と同じ14万9,000円、当該年度以降の支出予定額、3万8,000円減額し、5万5,000円、うち平成25年度分は補正前と同じ1万円です。左の財源内訳は一般財源が3万8,000円減の5万5,000円です。

4ページにお戻り下さい。

第4表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、1億8,860万円から2,050万円を減額し補正後の限度額を1億6,810万円に、補正後の合計額を1億8,300万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

14ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、補正前の額2億350万円から補正額2,050万円を減額し、補正後の額1億8,300万円とするもので、当該年度中元金償還見込額は3億9,093万8,000円。当該年度末現在高見込額は、補正前の額32億4,877万7,000円から、補正額2,050万円減額し、補正後の額は32億2,827万7,000円となります。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

予算書1ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、17万5,000円を追加し、9,474万6,000円とする。第1項営業費用、12万5,000円を追加し、8,311万円とする。第2項営業外費用、5万円を追加し、1,158万6,000円とする。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,790万1,000円は減債積立金1,886万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額151万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,752万1,000円」を「4,425万6,000円は減債積立金1,886万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額134万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,405万1,000

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、364万5,000円を減額し、5,225万6,000円とする。第2項建設改良費、364万5,000円を減額し、2,819万9,000円とする。

以下内容についてご説明いたします。

6ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

3ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町上水道事業会計資金計画(補正)です。

変更分のみの説明といたします。

受入資金はございません。支払資金、1 営業費用12万5,000円を追加で4,649万3,000円、2 営業外費用5万円の追加で1,067万9,000円、4 建設改良費364万5,000円の減額で2,819万9,000円、合計では347万円の減額で補正後の額は1億1,015万2,000円。差引額では347万の追加で、補正後の額は2億2,611万2,000円となります。

次のページをお開きください。

平成25年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は7億4,105万4,000円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は428万3,000円。固定資産合計は7億4,533万7,000円。2 流動資産、(1)現金預金2億2,611万2,000円、(2)未収金698万5,000円、流動資産合計は2億3,309万7,000円、資産合計は9億7,843万4,000円です。

次のページです。

負債の部、3 固定負債、(1)引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円、4 流動負債、(1)一時借入金から(4)その他流動負債までの流動負債合計で230万7,000円、負債合計は3,250万4,000円。

資本の部、5 資本金、(1)自己資本金は4億5,350万2,000円、(2)借入資本金はイ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は4億4,195万3,000円、資本金合計は8億9,545万5,000円、6 剰余金、(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,847万5,000円、(2)利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は1,200万円、剰余金合計は5,047万5,000円、資本合計は9億4,593万円、負債資本合計は9億7,843万4,000円です。

2ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時10分

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第16号。平成25年度標茶町病院事業会計補正予算についての趣旨並びに内容につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、収益的収入、支出それぞれ719万1,000円を減額し、総額を11億9,698万2,000円にしたいというものでございます。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では、給与費で医師報酬等459万1,000円の減額、経費で260万円の減額補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、医業収益の入院収益で、入院患者数の低迷による1,980万円の減額、医業外収益では入院収益の減による他会計補助金・負担金計で1,260万9,000円の追加補正を行い、収支を整えるものでございます。

以下、内容につきまして1ページから説明申し上げます。

平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条（総則）、平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は（業務の予定量）、平成25年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

第2号 年間患者数、入院は843人減の12,766人に、第3号、1日平均患者数・入院は2人減の35人とするものであります。

第3条は（収益的収入及び支出）、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益は719万1,000円を減額し、11億9,698万2,000円に、第1項医業収益は1,980万円を減額し、5億7,399万1,000円に、第2項医業外収益は1,260万9,000円を追加し、6億2,299万1,000円とするものであります。

支出の第1款病院事業費用は719万1,000円を減額し、11億9,698万2,000円に、第1項医業費用は719万1,000円を減額し、11億4,132万8,000円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。第1号職員給与費は459万1,000円を減額し、7億7,573万7,000円とするものであります。

2ページにまいります。

他会計からの繰入金、第5条、予算第6条に定めた一般会計から、この会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

第1号 医療対策費補助は1,260万9,000円を追加し、5億6,718万5,000円に、合計は1,260万9,000円を追加し、6億1,207万2,000円とするものであります。

次に、予算説明書に従い説明申し上げます。

9ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町病院事業会計補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出であります。1款、1項、1目、給与費の3節・賃金は臨時職員賃金の執行残で92万円の減、4節報酬は、

医師報酬の執行残で367万1,000円の減であります。

3目、経費の8節・印刷製本費は執行残で30万円の減、10節・保険料は産科医療保障制度保険料の執行残で80万円の減、14節・手数料は、病理検査等手数料の執行残で150万円の減であります。

8ページへまいります。

収入であります。

1款、1項、1目、1節、入院収益は、入院患者数の低迷により、年間患者見込数を843人の減、患者1人当たり収入を21円減とし、1,980万円を減額するものであります。2項、2目、1節の他会計補助金は一般会計補助金で1,490万4,000円の追加、3目、1節・他会計負担金は一般会計負担金で229万5,000円の減額であります。

次に5ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。1 総括であります。補正前に対する補正後の比較で申し上げますと、職員数の増減はございません。給与費は、報酬が367万1,000円の減、賃金が92万円の減で、計459万1,000円の減で、合計は459万1,000円の減でございます。

手当ての内訳は記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

平成25年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。補正部分のみで説明致します。まず受入資金でございますが、1の事業収益で1,980万円を減額し、計で5億3,008万8,000円、3の一般会計補助金で1,490万4,000円を追加し、計で2億2,394万2,000円、4の一般会計負担金で229万5,000円を減額し、計で3億8,813万円、受入資金合計では、719万1,000円を減額し、計で14億9,280万9,000円でございます。

次に支払資金であります。1の事業費用で719万1,000円を減額し、計で10億9,127万9,000円、支払資金の合計では、719万1,000円を減額し、計で13億7,584万円であります。受入資金と支払資金の差し引きでは増減がなく、計では1億1,696万9,000円であります。

次に6ページをお開き願います。

平成25年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)についてであります。資産の部1の固定資産(1)の有形固定資産イの土地からホ車両までの合計で18億5,765万3,000円、(2)無形固定資産は、イ電話加入権38万8,000円で合計も同額であります。(3)投資のイ長期貸付金は、4億円で合計も同額であります。従いまして、固定資産合計は22億5,804万1,000円となります。

2の流動資産は(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までの合計は1億7,496万9,000円で、資産合計は24億3,301万円であります。

次のページにまいります。

負債の部では、3の流動負債(1)の未払金から(2)の預り金までの合計は3,992万5,000円で、負債合計も同額であります。

資本の部では、4の資本金(1)自己資本金9億71万3,000円、(2)借入資本金は企業債で12億2,334万円、資本金合計で21億2,405万3,000円、5の剰余金(1)資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国道補助金までの資本剰余金合計は2億6,903万2,000円、(2)利益剰余金の減債積立金は0円であり、剰余金合計は2億6,903万2,000円、資本

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

合計で23億9,308万5,000円、負債資本合計で24億3,301万円であります。

次に3ページをお開き願います。

平成25年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複致しますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の第3回病院運営委員会で、原案可決されておりますことを報告致します。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、議題6案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第12号から議案第15号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第12号の歳出は、款ごとに行います。

はじめに、議案第12号、一般会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出から行います。

2款・総務費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、3款・民生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、4款・衛生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（平川昌昭君）

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 22ページの委託料の部分で2,167万2,000円。調査委託料の減額の部分で、減額の大きな要因をきかせて下さい。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

調査委託料につきましては、まず2点ほどあるのですが、1点目につきましては、最終処分場の生活環境影響調査につきまして、一年前の当初予算の説明のときにもお話したのですが、予算要求の時点では、一般財源で先行して生活環境影響調査を25年度行う予定でいましたが、道との協議の中で、交付金事業の対象になることがわかりましたので、1年繰り延べて26年度の事業にしたいということで、当初予定していました2,100万円について、全額減額するという措置をとらせていただきました。それからもう1点は25年度の循環型地域計画の策定業務を行いました。予算378万円に対して入札結果が310万8,000円で67万2,000円の執行残が出ていましたので、あわせて2,167万2,000円の減額措置をさせていただきました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） なければ、5款・労働費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、6款・農林水産業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（平川昌昭君）

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 23ページの牧野管理費の中での修繕料の500万円というものがあがっているのですが、この内容についてお願いします。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

修繕料の500万円の内訳でございますが、先般2月16日から20日にかけての、猛吹雪のさなかに除雪に使用していた、ショベルローダーのセンターピンが破損した分、それが1件。それから同じようにショベルローダーのマルチカプラーというものを採用していますが、マルチカプラーのピン、そちらの経年劣化によって破損しまして、そのまま動作が続いていたものですから、ショベルローダーのアームが曲がってしまったという、そういったことがおきました。そこが使用できなくなったために、トラクターによる除雪というのを進めた訳ですけれども、そちらもやはり、10年に一度とかのそういった吹雪でございましたのでトラクターのクローラタイプを使用しておりましたが、クローラが少しくたびれていたこともあってですね、クローラの断裂というのが1件ありまして、そういったもの、車両関係で350万円。それから昨年11月10日の暴風雨によって、ポリカーボネートの弱っていたところがずいぶん飛ばされたのですが、今回は北風ということで、それとは違う部分の壁、そういったものが飛ばされた部分等ありましたので、そちらのほうの修繕に150万円。合計で500万円の修繕料を計上させていただきました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 今、同じ需用費の中ですけれども、消耗品費、先ほどバーク等々の購入ということでお聞きしたのですが、この消耗品費の355万円に対する内訳を教えてください。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

1月30日の臨時会でご報告させていただいた、バークの自然発火によって1,500立方メートルのバークを消防によって散水していただいて、施設の外に出しております。そのバークは再生して使用するものでありますけれども、再生するにはそれなりの時間を要しますので、その間どうしても必要なバークとして200立米分45万円。それからバークそのものを使用する予定であった分をおがに置き換えておりますので、その分のおがの購入費として310万円を計上しております。ただ散水によって濡れてしまったバークにつきましては、現在フルに再生する作業を行っておりますので、後になりますけれども、そちらについては無駄なく使用されるということでもあります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・本多君

○4番（本多耕平君） 同じく3項の負担金・補助金及び交付金ですね、1,600万円の減額についての内訳をお願いいたします。

（「農業振興費の」という声あり）

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農業振興費の19節の補正でありますけれども、別紙ということで35ページをご覧くださいと思います。それで19節何ヶ所かあるのですけれども、1,600万円の分だけでよろしかったですか。失礼いたしました。標茶酪農再興事業で1,600万円減額をさせていただいております。当初、簡易更新の分1ヘクタール、1万円の単価ですね、1,800万円ほど計上しているのですけれども、実績として農協からは186ヘクタールの簡易更新しか行わなれなかったという報告をうけておまして、概数で減額をしたところであります。なお、面積が例年に比べるとかなり低い数字になっておまして、農協さんと情報交換をしているのですけれども、秋口にですね天候が不順になりまして、かなり農家さんが収穫作業等に追われてしまって、草地更新のほうに手が回らなかったのではないかという事が一つ。それからこれは、はっきりとした影響はおさえておりませんが、この酪農再興事業のなかで見込んでいた簡易更新については、土壌分析を行いながらやるという部分で、若干の影響があったのかも知れないというようなことを農協の担当のほうから、伺っているというところであります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） ちょっと食材のところで聞いておきたいのですけれど、今、補正の部分で総括があるみたいだったら、総括で詰めたなと思うのだけど、10月から休んでいるけどね。この委託料の支払いは相手にいくら払っていたのか。25年度の段階でね。委託料は、やってきた分は払ったと思うけど、それはいくら払ってきたのか。それを教えて下さい。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

食材供給施設の委託先への委託料支払額でありますけれども、合計で1,126万3,301円あります。

○議長（平川昌昭君）

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） それで、いわゆる補正で1,340万円の減額をして、そして1,126万円払っているけれどもこれを払った時点で町のほうとの、話し合いか何かありましたか。その点だけ聞いておきます。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず一つですね、支払いの方法なんですけれども、一応、契約は通年なのですが条項の中で毎月に分けて支払うことができる条項もうけておまして、4月の委託開始から9月分までです。毎月に分けて支払いを行っているところであります。先の定例会でもご質問ありまして、お答えいたしましたとおり10月1日から休ませてもらいたいというところでですね、

理由、それからその時点での課題等についての文書をいただいているところでもあります。その当時は、この先通年での営業は非常に厳しいという内容が、記載されていたものであったのですけれども、それ以降先週、口頭ではありましたが、最終的に平成25年度と同じ内容。当初の契約内容と同じであれば、平成26年度についてはお受けできないという正式な返答をいただいているところでもあります。

○議長（平川昌昭君）

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 補正予算の総括で話しようと思っていたけれど、同じだからここで聞きます。ここの予算をもっているところで今回補正したが、一般財源でみている分が補正に載ってきてないけど例えば10月から休んでいるでしょう。お店は休んでいるけれど、燃料はたいているのかもわからない。だけど店をやっているときよりも諸経費がかからないのは見込めるはず。その分の経費のかからないのは当初みた分より、僕は経費が少し浮いてくると思っていた。ここでは出てきてないのだけれども、3,280万5,000円の計画が新年度予算もほぼ同じ金額で見ているから、話し合い何かでついたのかと思っていた。だけど、ここの補正予算の数字が、諸経費をひくくめての、1,340万円の委託料の赤なのか中身はどんな試算をしての、赤なのか。10月から3月までの6カ月分ということなのか。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

財源に絡めてのお話しでありますけれども、今回の委託料の減額につきましては当初で2,475万9,000円の委託料を見込んでおりまして、先ほど申し上げました9月いっぱいまでの支払委託料の実績を差し引いた額を減額するという形であります。財源内訳につきましては、一般財源とその他財源であります。有限会社ラグーンがお客様からいただいた使用料を入れてもらった分がその他財源でありまして、残った分については一般財源という形で予算を組み立てております。その減額分を計上しております。

○議長（平川昌昭君）

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） この特定財源の中でいわゆる売上げしていった分はここにくるし、一般財源の関係を管理費だと思っていたの。燃料代だとか水道・光熱費だとか。そういうのが一般財源からね。どういう割合かは別としてそういう組み立て方をして、売上げは全部特定財源のその他の中に入っていった。ということになると、10月から休んでいるわけだから、その分のかからない分は、どうしているのかなと思っていたの。ただ新年度の6月補正で最終的に専決か何かで、数字の整理をされると言われたら、それまでだけ。だけど決算に近い補正をしたということであれば、その辺はどうかなということでは聞いています。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりの部分がありましてですね、10月から休館という形にしておりますけれども。それ以降、管理人室にですね、人がはいつもらって定期的な建物の管理等してもらっているところでありまして、その分の室料等については継続して発生しているところでもあります。また、ご指摘のとおり燃料等について使用している分ございますので、それら

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

についてはこの先の専決において、精査をしていきたいと考えていたところであります。

○議長（平川昌昭君）

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 最後に確認しておくけれど、今回こういう補正に組まれているけれど、このときの話し合いでは新年度は、ほぼこれに近い予算で本人方はやれると言ったってことなのですか。確認したいですけど。この時点で、やらないっていったのですか。やれないっていったのですか。12月の補正の段階ですよ。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

10月からの休館に入る時点では、非常に通年での営業については厳しいものがあるという話をいただいておりますが、この補正予算を組む段階ではまだ明確にはなっていないところでもあります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、9款・消防費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、10款・教育費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、11款・災害復旧費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、12款・公債費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、13款・諸支出金について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、14款・職員費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・町税から21款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○13番（川村多美男君） 15ページの財産売払収入ですね。町有地売払収入516万6,000円となっております。場所と面積はどうなっているのか、聞きたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

場所につきましては、標茶市街地・平和になりますが、3件あります。それと常盤のほうに1件。まず市街地4件ありまして、合計で919.72平方メートル。それから阿歴内につきましては1件ございまして、4,314平方メートル。これについては地目・畑となっております。残り2件につきましては釧路開発建設部の関係でございます。面積につきましては合計で8筆、8,644平方メートルございまして、用悪水路及び原野・雑種地の売買となっております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・田中君。

○11番（田中敏文君） 12ページ総務手数料、地籍調査手数料30万円ほどあがっておりますが、何件で30万円だったのか。それと14ページ衛生費道補助金の中で自殺対策緊急強化推進事業補助金が9万円ですか。この事業内容はどのようなものなのかお聞きしたいです。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

まず、保健衛生費の補助金で自殺対策緊急強化推進事業補助金の9万円でございますが、これにつきましては、自殺予防、北海道というか全国的に自殺する方が多いものですから、それに北海道が事業を展開しておりまして、ゲートキーパーという形で、自殺を食い止めるというかそういう時の接し方の研修会を開催したときの費用でございます。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 地籍調査閲覧手数料についてお答えしたいと思います。

補正額30万円の追加につきましては、件数ではございません。地籍関係の交付手数料が予算を現在上回っておりまして、それに対する追加補正ということで、件数については予算要求の中には明記しておりません。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 田中議員の聞いた自殺対策の話でありますけれども、子育て支援対策と一緒に書かれておりますが、合計の242万2,000円の内訳というか自殺対策の分のパーセントを。それから、さらにこれが増えたということは、標茶町においても何か変化があったということなのか。この2点です。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 自殺対策の事業につきましては、これは額が確定していませんでしたので、年度当初は歳入を計上しておりませんでした。補助が確定した段階で10分の10の補助なのですが、9万円を補助したということです。特に標茶町が他に比較して何か事情があったという事ではなく、この事業につきましては保健所と連動しながら、管内一円で講習会を行ったり、また前の年には別にというような形で展開している事業でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

4番・本田君。

○4番（本多耕平君） 11ページの農業費分担金の道営草地分担金で補正されていますが、内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

道営草地整備事業分担金 1,626万円の追加補正でありますけれども、内訳につきましては道営草地の標茶東地区が90万円の減、同じく標茶北地区が1,450万円の増、鶴居中央地区が266万円の増ということで合計で1,626万円であります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 14ページの農業費補助金の中の農地集積協力交付金事業補助金。実際はどのような事業に対して使われているのか、説明をいただきたい。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農地集積協力交付金事業補助金 209万円でありますけれども、25年度において農業者個別所得保障制度の枠組みの中で設けられている制度であります。分散錯圃解消協力金交付金と申しまして、農地の出し手に対する支援であります。交付対象者は人農地プランに位置づけられた、形態の農地の連担化に協力するような形で、土地が出された場合の出し手に対する補助金であります。10アール当たり5,000円という単価で計算されております。これは国から209万円受けまして、同じ額をそのまま対象者の方に交付する事業であります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） すみません。ちょっと聞き漏らしたのですが、分散どうのってあまり聞きなれない、事業の名前をもう一度ゆつくりと。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

分散錯圃解消協力金交付金です。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第3条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第4条、地方債の補正について、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第12号、一般会計補正予算を終わります。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

次に、議案13号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から10款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・国民健康保険税から9款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、以上で、議案第13号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から4款・公債費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第2条、継続費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第3条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第4条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、以上で、議案第14号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定歳出、1款・総務費から4款・基金積立金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長(平川昌昭君)

1番・松下君。

○1番(松下哲也君) 私もちっと理解しておりませんので、11ページの介護給付費準備基金積立金の中身についてお願いします。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

介護保険制度につきましては、平成12年から制度が開始されているのですが、それぞれ3年を一つの期間として、保険料を算定しております。その中でまかなうという仕組みをつくっております。年度毎に3期のうちの初年度、2年度、3年度という形でその年度の中から余剰金が出たものについては、基金の中に積立てをしておき、3年間の中で収支のバランスをとるような保険料の算定をしているということです。25年度につきましては今のところ、最終トータルとして3,000万円の基金準備ができて、26年度に引継ぎができるような状況であることを、ご理解願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、保険事業勘定歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定歳出、1款、サービス事業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 事項別に詳しく見ていないのですが、補正で600万円くらい減額になっていると。これは利用者が減った、利用者の減り方には色々あると思うのですが。利用料が高くて使えないという人もいれば、あるいはかなり状態が良くなって、利用する必要が無くなったとか色々あると思うのですが、減った主な原因がもし分かっていたら教えて下さい。

○議長（平川昌昭君） やすらぎ園長・山沢君。

○やすらぎ園長（山沢正宏君） お答えいたします。

今回の財源構成の変更の補正をさせてもらっておりますが、減った理由につきましてはまず3つあります。通所生活介護の事業の収入減、この理由は当初見込んでいた利用者を、下回った状況になっていることからの減額という形になっております。これは介護給付費収入と、利用料収入どちらも減額となっております。主な理由としては、老人保健施設に入所されていたり、自宅で長期に療養されていたり、あとは自己都合などで利用者が減っているという内容になっております。続きまして、短期の入所生活介護の関係ですが、こちらは当初の予算では一日あたり7.2名平均でみておりましたけれども、若干、今現在の見込みとしては、一日7.0名くらいの利用の状況となっております。0.2名ほど一日平均利用者が減っているということでの収入が落ち込んでいるということでもあります。続きまして施設介護サービス費の関係で、これはやすらぎ園の利用になっております。こちらも当初一日平均のベッドの利用を、93名と想定しておりました。定員は100名なのですけれども入院されたり、外泊されたりしたときには、収入としては入ってきません。そういうことでの、当初見込んでおりました一日平均93名が、若干下回ったことによる、収入の落ち込みが理由となってお

ります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 最後に居宅介護支援事業につきましても、当初の見込みを若干多くみていたのかなという部分もありまして。認定につきましては、一定程度標茶町の場合高い水準を維持しているのですが、結果としてはこういう事になったとご理解をいただきたい。

○議長（平川昌昭君）

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ちょっと見通しとか心配しているのは、通所のほうが下がっていますよね。これはそういう傾向になってきているのかということを知りたいのが一点です。それからやすらぎ園の93名、その一つの理由で入院というのがありましたけれども。結構やすらぎ園に入所されている方の重度化が、進んできているのではないかと思うのですよ。それも、そういう傾向になってきているのだろうか、今後の見通しとしてはどうですか。

○議長（平川昌昭君） やすらぎ園長・山沢君。

○やすらぎ園長（山沢正宏君） 答えいたします。

まず、デイサービスの利用の今後の傾向でございますけれども、今現在、定員25名で事業を行っておりますけれども、こちらやはり今後の傾向としては、入院されたりとか、老人保健施設を利用されている方が途中で出てきたりだとか、自己都合によるもの、ショートステイを利用することによって、デイサービスをお休みされる方という傾向は、今後も続くのではないかなという見通しをたてております。続きまして、やすらぎ園のほうの関係でございますけれども、平均介護度は年々上がっております。現在4.12の平均介護度でございます。ですから長期で入院される方も、今後変わらず発生するのではないかなという見通しを立てております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、介護サービス事業勘定歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第15号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第16号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第5条・他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 病院の3条予算の関係に触れるのですが、病院の医業収益が減ってきていますよね。そして町からの補助金・負担金の関係がそれなりに増えている。売上げの減り方よりも、町からの負担との割合のほうの率が非常に高いのだけど、この辺は病院側

でどう捉えているのろうか。例えばね、私は今3条予算の事言っています。収益的なところ。病院の収益が落ちている数字より割的にいくとね、落ちている部分に負担していくという、町からの負担の度合いが大きいのではないかな、という感じがするのですけども。この補正で、病院の中の収支を捉えたときにどんな捉え方をしているのかなと。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

今年度につきましては、特に今、医業収益の関係でご指摘ございましたが、入院患者数が大変低迷してございまして、前年度の24年度については好調を維持したわけですが、今年度については大幅な入院患者の減少によりまして、それに比例した形で入院収益が収益の占める割合で大きいものですから。その分で一般会計からの負担金・補助金が一定程度多くなっているという現象だと思っております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 僕もそういう風には理解しています。それで、一步踏み込んだ答えがほしいのは、いわゆる入院のほうが低迷していると。低迷することによって負担金がどういう風に増えていくのか、中身を知りたいのです。例えば入院の低迷が続いていると。入院はお金になるけど、低迷することによって負担が別のところで出てくるとい、その内容が知りたいのです。だから、入院が低迷したことによって、どうして負担のお金が出るのかと感ずるのです。外来についても、そういうことが言えると思うけれど。全体的に医業事業としてのそのあたりを聞きたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

細部までの答弁にはならないと思いますが、その辺ご理解願いたいと思います。入院患者が減少するともちろん入院収益も落ち込むと。逆に支出のほうで申しますと薬品費なり診療材料費は、患者数が減りますから、その分については支出額についても基本的には減少するだろうと。ただし他の支出の科目につきましては、入院患者数と比例した形で予算執行額が減ずるといこともあまり無いものですから。例えば医師の報酬ですとかそちらは億単位の大きい金額となっており、大きいウエイトを占める部分でそれほど差異は無いということですので、おのずと一般会計からの負担金・補助金のウエイトは、大きくなっているということであろうかと私の方ではおさえているところであります。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） もう少し分析したものが……。まあ通告しないで話をしているから、私も悪いのかも知れないけれど。できればもう少し中身を聞きたい。というのは1,900万円の収益が減りました、かたや今度は医業外収益のほうで1,200万円増えました、というそのウエイトの高さは入院だけではないと思っております。これが4条の予算の中で資本的投資のことがあるなら別なのです。それが無いから今回はどういう分析をされたのかなと。その分析されたものが僕にしてみたら当然あると思っておりますから、今聞いているのだけれども。その中身はどうですかということなのです。きちんとした数字が組み立てられなくても、知る限りでこういうことだ、ああいうことだと言えらるなら、今ここで答弁していただければなと思っております。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今ご指摘ございました議員からの支出項目に応じての分析というのは、実のところ、パーセント的にはしておりません。ですから手元にも分析した資料はございません。ただ今年度の特徴としましては、繰り返しになりますが入院患者数が大幅に低迷しているということが非常に大きな要因であることが事実でございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 最後に、今度この種のような金額が出たときは、分析したのもも計算して持ってきて下さい。金額が小さければ聞かないけど、金額が大きければ聞かざるを得ない場合が出てきますから。いいですか。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第16号病院事業会計補正予算を終わります。次に、議案第17号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第3条・資本的収入及び支出まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第17号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議案第12号から議案第17号まで、6案一括して採決いたします。

議題6案は、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号は、原案可決されました。

◎議案第18号ないし議案第24号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第18号・議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号・議案第23号・議案第24号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） それでは、議案第18号から第24号までの平成26年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

平成26年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました、平成26年度の地方財政計画では、地方交付税は1% 臨時財政対策債は約10%の減額となり、また消費税率の引き上げによる歳出の増加など、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、248本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第3期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業につきましては、積極的に取り組む努力をして行くこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成26年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。町民税の増などにより、対前年比0.7%、643万8,000円の増額を見込み、全体で9億2,822万9,000円と見込んだところであります。

普通交付税につきましては、平成26年度地方財政計画において減額方向が示されておりますが、総額では対前年比1億1,428万円、率にして2.5%減の44億3,275万5,000円を見込み、そのうち、当初予算では対前年比1.5%減の40億4,943万2,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成11年度と比較して14億8,700万円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、且つ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業費等につきましては、積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところでございます。

このような状況下、景気動向等に注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金4億5,000万円、備荒資金6億476万4,000円を支消し、収支を整えたところであります。

実質収支不足は、基金等への理論積み立て分7億9,516万円を除きますと2億5,960万4,000円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、追って確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、104億5,900万円といたしましたが、前年度当初比では7億1,000万円の増、率で7.3%の増

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

でありまして、平成25年度12月末予算と比較しますと1億7,234万1,000円の減で、率で1.6%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き1億2,276万2,000円、率では6.9%の増であり、その内容は牧場経費、消費税率アップ分などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで6,407万4,000円の増となっておりますが、主なものは病院会計6,760万2,000円、介護保険会計1,706万6,000円などとなっております。

ソフト事業では、3億5,952万8,000円増の17億472万8,000円ですが、新規では強い農業づくり支援事業2億6,761万円、臨時福祉給付金3,326万5,000円、子育て世帯臨時特例給付金1,047万1,000円などでございます。

普通建設事業費等の新規では、合併浄化槽設置事業4,575万円、クリーンセンター焼却炉改築事業2,888万8,000円、コンビニ収納システム導入698万円、林業センター耐震改修事業300万円、トレーニングセンター照明改修事業402万9,000円、社会資本整備総合交付金事業・橋梁長寿命化事業2,587万円、麻生7号線整備事業1,940万円、磯分内小学校校舎建設事業9,445万9,000円、磯分内小学校屋体建設事業4,733万6,000円、中茶安別小中学校講堂防音事業1,680万円、学力向上ICTサポート事業480万円、給食配送車更新434万8,000円等となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比ほぼ同額の12億6,580万9,000円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが3,075人でありまして、医療費の見込みは総額9億5,155万円であります。若人の一人あたりの医療費につきましては25万円、7歳未満の一人あたりの医療費につきましては21万円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては、62万円、退職者の一人あたりの医療費につきましては、44万円と推計し、保険者負担額では6億9,562万5,000円を見込んでおります。

また、後期高齢者医療の支援金につきましては、1億7,278万8,000円を見込んでおります。国保事業の運営につきましては税が基本であります。保険税につきましては4億965万円を見込ませていただき、一般会計から6,168万3,000円の義務的繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、予算額7億2,000万円で、前年とほぼ同額であります。

磯分内地区については終末処理場増設工事で5,000万円、公共下水道につきましては、コンポスト施設切板機更新で6,800万円、雨水管整備で2,000万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則ですが、面整備のため財源が不足します。円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億4,274万円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、保険事業勘定で9億1,705万8,000円、サービス事業勘定で5億2,494万9,000円、総体予算額14億4,200万7,000円で、対前年比1.8%の増でありまして一般会計からの繰出しは2億4,716万6,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第5期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費5,988万6,000円、短期入所生

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

活介護事業費 2,863 万 3,000 円、介護老人福祉施設費 4 億 1,962 万 7,000 円、居宅介護支援事業費 1,587 万 5,000 円、介護予防支援事業費が 77 万 8,000 円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額 1 億 1,462 万 4,000 円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは 1,363 人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で 1 億 1,366 万 8,000 円となっております。

財源につきましては、保険料 7,745 万円が主であります、一般会計からは 3,699 万円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります、その業務予定量を年間入院患者数 1 万 5,300 人、一日平均 42 人、年間外来患者数 3 万 6,700 人、一日平均 150 人を見込みまして、収益的収支で 12 億 195 万 8,000 円、資本的収支のうち支出で 9,978 万 5,000 円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分 3 億 3,687 万 6,000 円と補助分 2 億 3,011 万 4,000 円の合計 5 億 6,699 万円を繰り入れし、収支を整えたところであります。

また、今年度は、除細動器 264 万 6,000 円、リハビリ機能強化に伴う福祉車両 362 万 4,000 円等の購入費を措置しております。

次に、上水道事業会計であります、本年度の業務予定量につきましては給水戸数 2,194 戸、年間総配水量 61 万 1,000 立方メートルであります、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては 1 億 248 万 6,000 円、支出は 1 億 67 万 8,000 円、また、資本的収支のうち支出を 4,920 万 8,000 円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道支援による人件費相当分の 1,588 万円を一般会計からの負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として 472 万 8,000 円の負担を受け、財源調整に支障の無いよう配意したところであります。

それでは、「平成 26 年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成 26 年度における「各会計の概要」であります、先ほど申し上げました一般会計 104 億 5,900 万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値化を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体で、140 億 144 万円で、対前年比 5.7%の増となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありますので、その金額が 6 億 8,857 万 9,000 円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は 133 億 1,286 万 1,000 円で、対前年比 5.8%増ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比 1.1%減の 12 億 197 万 8,000 円、支出は 0.7%減の 13 億 174 万 3,000 円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では、対前年比 6.9%増の 1 億 1,128 万 6,000 円、支出は 1.1%増の 1 億 4,988 万 6,000 円となったところであります。

2 ページをお開きください。

一般会計の歳入であります、1 款町税から 20 款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

「町税」が 643 万 8,000 円増の 9 億 2,822 万 9,000 円、地方譲与税が 1,000 万円減の 2 億

3,000万円、地方交付税は6,001万9,000円減の43億1,943万2,000円、分担金及び負担金は2,075万円減の1億3,289万4,000円、使用料及び手数料は6,392万8,000円増の6億6,992万3,000円、国庫支出金は1,350万4,000円減の5億3,272万円、財産収入は53万8,000円減の1,612万円、繰入金は1,612万6,000円増の8億1,500万3,000円、諸収入は1億8,213万2,000円増の8億7,627万8,000円、町債は3億1,330万円増の9億2,320万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。34億5,854万7,000円であり、収入総額に占める割合は33.1%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、70億45万3,000円で66.9%であります。ちなみに、前年度自主財源は32.9%、依存財源は67.1%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げますと町税8.9%、地方交付税41.3%、使用料及び手数料6.4%、国庫支出金5.1%、道支出金8.3%、繰入金7.8%、諸収入8.4%、町債が8.8%となっております。

3ページに移ります。

歳出についてであります。1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げたいと存じます。

総務費が9,150万7,000円減の13億6,688万7,000円、民生費が6,790万2,000円増の11億7,002万1,000円、衛生費が1億8,963万4,000円増の11億3,582万1,000円、農林水産業費が2億9,118万9,000円増の18億6,287万7,000円、土木費が4,585万3,000円増の6億4,281万4,000円、教育費が1億8,901万円増の7億8,192万円、災害復旧費が4,900万円増の5,200万円、職員費が2,220万1,000円減の12億6,786万5,000円となりました。各款の構成比につきましては、お目通しいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては14億1,561万8,000円で、歳出総体に占める構成比は13.6%で、前年度と比較しますと額では2,885万4,000円、率で2.0%の減となっております。構成比でも1.2ポイント減少しております。

物件費につきましては、16億7,746万4,000円であり、構成比は16.0%で、前年度と比較しますと額で9,196万1,000円、率で5.8%の増で構成比では0.3ポイントの減となっております。

以下、主なものを申し上げます。補助費等につきましては、24億5,648万9,000円で、構成比は23.6%で前年度と比較しますと額で3億7,565万8,000円、率で18.1%の増、構成比でも2.2ポイントの増となっております。

普通建設事業費につきましては、16億5,153万1,000円で、構成比は15.8%、前年度と比較しますと額で1億7,722万8,000円、率で12.0%の増となり、構成比でも0.7ポイントの増となりました。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

公債費につきましては、11億7,545万9,000円で、構成比は11.2%前年度と比較しますと額で1,133万4,000円、率で1.0%の減となり、構成比は1.0ポイントの減となりました。

積立金につきましては4億8,631万円で、構成比は4.6%、前年度と比較しますと額で2,700万4,000円、率で5.3%の減、構成比では0.7ポイントの減となりました。

繰出金につきましては、7億858万1,000円で、構成比は6.8%、前年度と比較しますと額で2,246万8,000円、率で3.3%の増、構成比では0.2ポイントの減となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が30億7,645万2,000円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院、負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと69億1,324万3,000円となり、構成比で申し上げますと66.1%を占めます。

したがって、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は33.9%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は267万4,000円の減ですが、構成比では2.2ポイントの減となり、普通建設事業費では、0.7ポイントの増であります。

5ページをご覧ください。

一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては、性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は4億5,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては、7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成25年度末で12億1,949万6,000円を予定し、平成26年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では11億5,789万5,000円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻してゆくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が7,235万8,000円で、それに人件費2,130万6,000円を加えますと議会費の総額は9,366万4,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておませんが、「地域交通対策費」がありますが、

町内6路線につきましては、バス使用料を頂き運行しているわけでありましたが、これにつきましては予算額が7,611万4,000円、バス使用料274万円を頂いておりますが、一般財源を5,263万6,000円投入しております。その充当率は69.2%となっておりますが、本年はバス購入がありこの比率となっておりますが、例年は約80%と高い比率となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億4,177万7,000円で一般財源の充当額は1億8,030万7,000円であり、これも74.6%と高い比率であります。

衛生費における塵芥処理費であります。数値はここに出してはおりませんが、予算額が2億4,694万2,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売合わせて1,780万1,000円であり、一般財源を1億6,056万1,000円充当しておりますが、本年は事業費があり、その充当率は65%となっておりますが、通常時は90%を超える高い充当率となっております。これにつきましても経費の削減と共に処理手数料のあり方について検討が必要と考えているところであります。

次に農林水産業費のうち、農業水道費は予算額1億2,844万4,000円で、一般財源を1,065万4,000円充当し、その充当率は8.3%となっておりますが、今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素もありますので、これらへの対応等も考慮しなければならないと考えているところであります。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておませんが、予算額が6,632万3,000円で、120万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が4,912万3,000円で、その充当率は74.1%となっております。これについても本年は事業がありますので、その趣旨となっているものの水準は90%を超える充当率となっております。

10ページをご覧ください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,793万1,000円で、その一般財源充当率は84.8%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておませんが、予算額3,763万1,000円で、体育施設使用料を93万1,000円予定しておりますが、一般財源を3,670万円充当し、その充当率は97.5%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は72億6,635万4,000円で、その充当率は69.5%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は73.1%であり3.6ポイント減少しておりますが、本年は事業関係での数値であり、通常時では引き続き高い水準であり、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと存じます。

11ページをお開きください。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から地域振興事業まで、それぞれの事業ご

とに予算計上しておりまして、事業費総額は2億2,440万4,000円で、一般財源の充当額は1億5,209万8,000円であり、その充当率は、67.8%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は3億8,676万4,000円で、一般財源の充当額は1億3,005万1,000円であり、その充当率は33.6%であります。

次に、衛生費であります。一般財源充当率は55.2%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、13億6,780万3,000円であり、一般財源充当額は2億6,672万9,000円、充当率は19.5%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は2億4,890万4,000円、一般財源充当額は3,890万4,000円で、充当率は15.6%であります。

次に、15ページの土木費ですが、事業費総額は4億9,560万2,000円、一般財源充当額は2億3,376万4,000円で、その充当率は47.2%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが、3億2,916万6,000円、一般財源充当額は1億1,437万3,000円で、一般財源充当率は34.7%となっております。

事業費の増加につきましては、磯分内小学校建設に伴うものであります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

合計ですが、事業費としておさえております総額が33億1,911万2,000円で、この一般財源が11億1,672万9,000円であり、一般財源の充当率は33.6%となっております。

次に、1ページ飛ばしまして18ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては、財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期～第3期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところであります。一方、平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されたことから、起債額は増加しまして、臨時財政対策債残高は平成26年度末見込みでは13年前と比較し15.2倍の35億7,997万5,000円となり、一般会計全体残高の34.5%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありますが、地方債残高を見る場合、残高合計額には、このような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況及び20ページの一般会計当初予算のあらましにつきましては、お目通しいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第18号から第24号までの提案内容等につきましては、担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして議案第18号から第24号までの平成26年度各会計予算の概要についての

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時23分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第18号の内容についてご説明申し上げます。

平成26年度標茶町一般会計予算。

平成26年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億5,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従い、ご説明申し上げます。

42ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 4時05分延会)

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 7番 後藤 勲

署名議員 8番 館田賢治

署名議員 9番 鈴木裕美

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成26年3月11日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第18号 平成26年度標茶町一般会計予算
議案第19号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第20号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成26年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 平成26年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 4番 本多耕平君 | 5番 林博君 |
| 6番 黒沼俊幸君 | 7番 後藤勲君 |
| 8番 舘田賢治君 | 9番 鈴木裕美君 (午後1時10分遅参) |
| 10番 田中敏文君 | 11番 熊谷善行君 |
| 12番 深見迪君 (午前10時50分遅参) | 13番 川村多美男君 |
| 14番 平川昌昭君 | |

○欠席議員（1名）

- 3番 菊地誠道君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総 務 課 長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 税 務 課 長 | 武山正浩君 |
| 管 理 課 長 | 中村義人君 |
| 住 民 課 長 | 佐藤吉彦君 |
| 農 林 課 長 | 牛崎康人君 |
| 建 設 課 長 | 井上栄君 |
| 水 道 課 長 | 妹尾茂樹君 |
| 育 成 牧 場 長 | 類瀬光信君 |
| 病 院 事 務 長 | 蛭田和雄君 |

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

やすらぎ園長	山澤正宏君
教 育 長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指 導 室 長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	小野寺一信君

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員11名、欠席3名であります。

本会議開始当初に指名いたしました、会議録署名議員の9番鈴木君が欠席いたしましたので、10番田中君を追加指名いたします。

(午前10時00分開議)

◎議案第18号ないし議案第24号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 引き続き議案第18号の内容の説明を申し上げます。

予算書16ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と重複しますので、省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表継続費であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。総額は6,150万円、年割額は26年度1,050万円、27年度5,100万円であります。10款教育費、2項小学校費、事業名磯分内小学校(校舎)建設事業。総額は4億961万3,000円、年割額は26年度9,419万9,000円、27年度3億1,541万4,000円であります。同款同項、事業名は磯分内小学校(屋体)建設事業。総額は1億6,783万4,000円、年割額は26年度4,733万6,000円、27年度1億2,049万8,000円あります。

158ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

全体計画の計で申し上げますが、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。平成25年度から平成26年度分で年割額が6,980万円、左の財源内訳で国道支出金4,886万円、地方債2,080万円、一般財源は14万円あります。前年度末までの支出見込額は1,250万円、当該年度支出予定額5,730万円あります。継続費の総額に対する進捗率は平成26年度で82.1%となります。同事業名で平成26年度から平成27年度分で、年割

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

額 6,150 万円。財源内訳で国道支出金 4,305 万円、地方債 1,840 万円、一般財源は 5 万円です。当該年度の支出予定額は 1,050 万円、翌年度以降の支出予定額は 5,100 万円です。平成 26 年度の継続費の総額に対する進捗率は 17.1%となります。次に 4 項住宅費、事業名町営住宅建替事業（磯分内団地）。年割額が 9,000 万円、財源内訳で国道支出金 3,877 万 2,000 円、地方債 3,870 万円、一般財源 1,252 万 8,000 円です。前年度末までの支出見込額は 3,450 万円、当該年度支出予定額は 5,550 万円。継続費の総額に対する進捗率は平成 26 年度で 61.7%となります。次に 10 款教育費、2 項小学校費、事業名磯分内小学校校舎建設事業。年割額は 4 億 961 万 3,000 円。財源内訳で国道支出金 1 億 3,849 万 4,000 円、地方債 2 億 7,100 万円、一般財源 11 万 9,000 円です。継続費の総額に対する進捗率は平成 26 年度 23%となります。同項、磯分内小学校屋体建設事業。年割額は 1 億 6,783 万 4,000 円、財源内訳は国道支出金 4,655 万 9,000 円、地方債 1 億 2,110 万円、一般財源 17 万 5,000 円です。当該年度の支出予定額が 4,733 万 6,000 円、翌年度以降の支出予定額が 1 億 2,049 万 8,000 円で、継続費の総額に対する進捗率は平成 26 年度 28.2%となります。

9 ページへお戻り下さい。

第 3 表債務負担行為であります。

事項はパソコン LAN 機器導入費。期間は平成 27 年度から平成 30 年度。限度額は利子 27 万円を含んで 2,420 万 8,000 円です。

159 ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。一行目のパソコン LAN 機器導入費から、164 ページをお開きください。経営環境再生資金平成 24 年度まで、56 件の合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額は 29 億 1,650 万 6,000 円。前年度末までの支出見込額は 27 億 3,601 万 5,000 円、当該年度以降の支出予定額は 1 億 8,049 万 1,000 円。うち、平成 26 年度の支出予定額は 5,043 万 9,000 円です。財源内訳は国道支出金 5,421 万 9,000 円、その他財源 1,756 万 7,000 円、一般財源は 1 億 870 万 5,000 円です。

10 ページにお戻り下さい。

第 4 表地方債であります。

1 過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良 2,140 万円、虹別 17 号線防雪柵設置 1,080 万円、虹別 61 線道路改良 2,310 万円、合併処理浄化槽設置補助 860 万円、路線バス購入 1,070 万円、スクールバス購入 1,200 万円、磯分内小学校校舎建設 7,060 万円、磯分内小学校屋体建設 3,510 万円、中茶安別中学校講堂防音 560 万円、医師確保対策 2,820 万円。あわせて限度額は、2 億 2,610 万円です。起債の方法は証書借入、利率は 7.0%以内。償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。以下、起債の方法、利率、償還の方法に

平成 26 年標茶町議会第 1 回定例会会議録

つきましては、前に同じでありますので説明を省略させていただきます。

- 2 地域活性化事業は、限度額 3 億 220 万円。
- 3 公営住宅整備事業は、限度額 2,470 万円。
- 4 一般廃棄物処理事業は、限度額 4,410 万円。
- 5 臨時財政対策債は、限度額 3 億 2,360 万円。
- 6 災害援護資金貸付債は、限度額 250 万円であります。合計の限度額は 9 億 2,320 万円
で前年度比較で、3 億 1,330 万円の増でございます。

165 ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、前々年度末現在高 105 億 7,379 万 3,000 円、前年度末現在高見込額 104 億 5,958 万 5,000 円、当該年度中起債見込額 9 億 2,320 万円、当該年度中元金償還見込額 10 億 1,708 万 5,000 円、当該年度末現在高見込額 103 億 6,570 万円
であります。

以上で議案第 18 号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 19 号の内容についてご説明いたします。

議案第 19 号は、平成 26 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定予算でございます。

平成 26 年度の国民健康保険事業の被保険者数及び療養給付費につきましては、平成 21 年度から平成 24 年度の決算数値及び平成 25 年度決算見込み数値を参考として、予算編成を行ったところでございます。

国保事業の運営につきましては国保税が基本でございますが、国保税につきましては、4 億 965 万円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として 6,168 万 3,000 円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしております。

なお、本案につきましては、2 月 25 日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

平成 26 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算。

平成 26 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 6,580 万 9,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いましてご説明をいたします。

15 ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページにお戻り下さい。

2 ページから5 ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第21号の内容についてご説明いたします。

議案第21号は、標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

本年度は、標茶町第5期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の3年度目にあたり、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

それでは、予算書に基づき内容の説明をいたします。

平成26年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成26年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,705万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,494万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いましてご説明をいたします。

13 ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページへお戻り下さい。

2 ページから5 ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号の内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第22号の内容について、ご説明いたします。

議案第22号は、平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成26年度予算の概要につきましては、保険料、療養給付費、事務費等につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合での試算数値に基づき、予算計上とさせていただきます。歳入歳出の予算の対前年度比では、1,423万4,000円の増額となっておりますが、保険料の増額にそれぞれ対応したものでございます。

以下、予算書に基づき説明させていただきます。

平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,462万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページにお戻り下さい。

2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第20号、平成26年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

公共下水道事業では、平成10年度に導入いたしましたコンポストターナーの更新と、麻生地区で、道路改良工事と合わせて雨水管の整備を行います。特定環境保全公共下水道事業では、磯分内処理場の増設を予定しておりますが、昨年処理能力の低下が起り、現在国土交通省国土技術政策総合研究所を中心に、原因の究明及び改善策の検討を行っていることから、これらの結果が出てから恒久対策とあわせての実施となります。

予算書1ページをお開きください。

平成26年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成26年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11 ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第1表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 債務負担行為

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給融資予定額180万円、利率年2.3%、期間、平成27年度から平成31年度、限度額8万円。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償、期間、平成26年度から平成32年度、限度額、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

23 ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、平成21年度分、融資予定額84万円、利率年2.3%、同じく平成22年度分、融資予定額45万円、利率年2.3%、同じく平成25年度分、融資予定額90万円、利率年2.3%、同じく平成26年度分、融資予定額180万円、利率年2.3%、以下、合計のみの説明といたします。債務負担行為の限度額は18万4,000円、前年度末までの支出見込額は5万8,000円。当該年度以降の支出予定額は12万6,000円で、うち平成26年度分は2万円です。左の財源内訳、一般財源で12万6,000円です。

次のページでございます。

金融機関に対する損失補償費でございますが、平成20年度から平成26年度までいずれも

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

ありませんので表中の金額はございません。

4ページにお戻りください。

第3表 地方債

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、1億8,050万円。2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、3,690万円。限度額の合計は2億1,740万円で、起債の方法はいずれも証書借入で、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

25ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高34億3,621万5,000円、前年度末現在高見込額32億2,827万7,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額2億1,740万円、当該年度中元金償還見込額3億8,895万9,000円、当該年度末現在高見込額30億5,671万8,000円です。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時59分

休憩 午後1時10分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第24号、平成26年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

地方公営企業法の一部改正による新会計制度が今年度から適用されることにより、本年度は、予算説明書、貸借対照表において、変更となる個所についての注記を加えさせていただいております。新会計制度による主な変更としましては、補助金等で整備した施設の減価償却について、自治体任意の判断により減価償却を行わなくても良いとする“みなし償却制度”が廃止され、みなし償却資産の減価償却費については長期前受け金として収益化する。貸借対照表の資本に計上していた企業債、一般会計借入金の借入資本金については負債に移行。将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものについて、引当金の計上をする。現金の収支だけを記載していた資金計画を、経営活動の種類ご

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

とに現金以外の収支も記載したキャッシュ・フローに移行すること等となりました。これらの変更により、収益的収支では、営業外収益で長期前受金戻入の計上、平成26年6月支給賞与の内、平成25年度分の費用を特別損失として、平成27年6月支給賞与の内、平成26年度分の費用を賞与引当金として、雑支出としていた使用料の不納欠損金については貸倒引当金として計上しております。なお、退職給付引当金につきましては、標茶町との間で、職員退職手当組合に負担金として計上している他に追加負担金が生じた場合は、一般会計が支払うとする協定を締結したことにより、計上をしておりません。その他の収益的収支につきましては、給水収益は、有収水量をほぼ前年度と同じと見込んでいますが、消費税が8%になることにより、約160万円の増となっております。また、昨年に引続き有収率向上のため漏水調査を行うとともに、安定した水道水を提供するため第1ポンプ場井戸の調査を行います。

1ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数、2,194戸
- (2) 年間総配水量、61万1,000立方メートル
- (3) 一日平均配水量、1,673立方メートル
- (4) 受託工事費、255万円
- (5) 主要な建設改良事業、配水管整備事業、90メートルで事業費880万円、検定満了メーター取替事業、直径13ミリから直径50ミリまで合計277個で1,560万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、1億248万6,000円。第1項、営業収益、7,660万3,000円。第2項、営業外収益、2,588万3,000円。

支出。第1款、水道事業費用、1億67万8,000円。第1項、営業費用、8,625万4,000円。第2項、営業外費用、1,232万2,000円。第3項、特別損失、160万2,000円。第4項、予備費、50万円。

次のページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,040万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,860万円で補てんするものとする。

収入。第1款、資本的収入、880万円。第1項、企業債、880万円。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

支出。第1款、資本的支出、4,920万8,000円。第1項、企業債償還金、2,480万8,000円。第2項、建設改良費、2,440万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額880万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、2,225万5,000円。
2. 交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1. 一般会計(人件費分)、1,588万円。
2. 下水道事業特別会計(減価償却費分)、472万8,000円。

以下、予算説明資料に従い、説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1. 総括、対前年度との比較で説明させていただきます。職員数は、特別職一般職とも変更ございません。給与費の報酬は5万6,000円減の11万2,000円で前年度より一回少ない2回の開催を予定したことによるものです。給料は、15万7,000円増の1,162万8,000円、手当は11万円増の667万円、給与費計で21万1,000円増の1,841万円、法定福利費は5万7,000円減の384万5,000円、合計では15万4,000円増の2,225万5,000円です。

手当の内訳につきましては記載のとおりです。

2 給料及び手当の増減額の明細以降につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、先ほど説明いたしました15ページ支出内訳の期末勤勉手当との法定福利費の差額につきましては、新会計制度により平成25年度に係る経費として、16ページ記載の特別損失として計上した額となっております。

5ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。

これは新会計制度により資金計画書から移行になったものです。

- 1 業務活動によるキャッシュ・フロー(1)当年度純利益はありません。(2)減価償却

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

費、3,743万7,000円。(3) 引当金の減少額、179万9,000円。(4) 長期前受金戻入額 これは、みなし償却廃止に伴う減価償却費の収益化によるもので、マイナス464万4,000円。

(5) 受取り利息及び受取配当金、マイナス1万円。(6) 支払利息、945万8,000円。(7) 固定資産除却費、232万9,000円。(8) 未収金の減少額、59万5,000円。(9) 未収金の増加額、132万1,000円。(10) 前払金の増加額と(11) その他はありません。(12) 小計、(1) から(11) までの計で4,828万5,000円。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、マイナス945万8,000円。業務活動によるキャッシュ・フローは3,883万7,000円となります。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー (1) 有形固定資産の取得による支出、マイナス2,259万2,000円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありません。投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス2,259万2,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー (1) 建設改良企業債による収入、880万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、マイナス2,480万8,000円。(3) 他会計からの出資による収入はありません。財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス1,600万8,000円。

4 資金増加額は23万7,000円。

5 資金期首残高は2億2,611万2,000円。

6 資金期末残高 2億2,634万9,000円となります。

9ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業予定貸借対照表です。

資産の部。1. 固定資産 (1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計で、7億157万3,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で374万7,000円。固定資産合計は、7億532万円。2. 流動資産 (1) 現金預金、2億2,634万9,000円、(2) 未収金、639万円、(3) 貸倒引当金、これは新会計制度に増えた費目で、不納欠損金の見積額で、マイナス12万6,000円。流動資産合計は、2億3,261万3,000円、資産合計は9億3,793万3,000円です。

次のページです。

負債の部。新会計制度に借入資本金としていた企業債及び一般会計借入金のうち、平成28年度以降の支払額が固定負債に、平成27年度支払額が流動負債に計上されております。3. 固定負債(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で4億65万円。(3) 修繕引当金で3,019万7,000円。固定負債合計で4億3,084万7,000円。4. 流動負債 (1) 一時借入金はありません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,529万6,000円。(4) 未払金207万9,000円。(5) 前受金150万円。(6) 引当金、イ 賞与引当金167万3,000円。ロ 特別修繕引当金はありません。引当金合計は167万3,000円。(7) その他流動負債 5万円。流動負債合計は3,059万8,000円。5. 繰延収益、これも新会計制度のみなし償却制度の廃止により増

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

えた費目で、(1) 長期前受金、旧制度の資本剰余金が含まれた未償却資産の残存価格で1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額、未償却資産の今年度減価償却額で464万4,000円。繰延収益合計は1億6,592万3,000円。負債合計は6億2,736万8,000円。

資本の部。6. 資本金 新会計制度により借入資本金が負債に移行し、自己資本金だけとなっております。2億8,284万4,000円。7. 剰余金 これも新会計制度に資本剰余金が繰延収益に移行し利益剰余金だけとなっております。(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で、2,772万1,000円。ハの当年度未処分利益剰余金の1,572万1,000円は、みなし償却制度の廃止による、補助金等で取得した資産のうちの除却資産の額です。資本合計は3億1,056万5,000円。負債資本合計は9億3,793万3,000円です。

次のページの平成25年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの平成25年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

なお、前年度分の予定貸借対照表は、平成25年度までの様式での作成となっております。

3ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第23号、平成26年度標茶町病院事業会計予算の内容についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の一部改正による新会計制度が今年度から適用されることにより、今年度は予算説明書、貸借対照表におきまして、変更となる箇所についての注記を表示させていただいております。

新会計制度による主な変更としましては、補助金等で導入した施設や備品の減価償却について、自治体任意の判断により減価償却を行わなくても良いとする、みなし償却制度が廃止され、みなし償却資産の減価償却費については長期前受け金として収益化する。貸借対照表の資本に計上していた企業債の借入資本金については負債に移行。

将来の特定の費用であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものについて、引当金の計上をする。ある一定の基準を上回る賃貸借契約については、通常の売買取引(固定資産購入)に係る方法に準ずるリース会計制度の導入。現金の収支だけを記載していた従前の資金計画を、経営活動の種類ごとに現金以外の収支も記載したキャッシュ・フローに移行することとなりました。これらの変更により、収益的収支では、医業外収益で長期前受金戻入の計上、平成26年6月支給賞与の内、平成25年度分の費用を特別損失として、平成27年6

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

月支給賞与の内、平成26年度分の費用を賞与引当金として計上しております。なお、退職給付引当金につきましては、標茶町との間で、職員退職手当組合に負担金として計上している他に追加負担金が生じた場合は、一般会計が支払うことで明文化したことにより、計上をしておりません。また、リース会計制度導入により該当する契約につきましては、通常の売買取引に係る方法に準じ計上しております。従前の予算書の記載と比較して、資産の減少、負債が増加するなどといった変化が生じるものでございますが、財務諸表等見え方が変わるもので、経営上に重大な影響を及ぼす状況にはないところでございます。

1ページをお開きください。

第1条（総則）、平成26年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条（業務の予定量）、業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病床数、60床

（2）年間患者数、入院、1万5,300人、外来、3万6,700人

（3）1日平均患者数、入院、42人、外来、150人

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、593万5,000円、車両購入費、362万4,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、12億195万8,000円。第1項、医業収益、6億1,899万7,000円。第2項、医業外収益、5億8,296万1,000円。

支出、第1款、病院事業費用、12億195万8,000円。第1項、医業費用、11億2,265万3,000円。第2項、医業外費用、4,533万2,000円。第3項、特別損失、3,347万3,000円、第4項、予備費、50万円。

次に、2ページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,976万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,976万5,000円で補てんするものとする。

収入、第1款、資本的収入、2万円、第1項、固定資産売却代金、2万円。支出、第1款、資本的支出、9,978万5,000円、第1項、建設改良費、955万9,000円、第2項、企業債償還金、9,022万6,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、7億5,846万円。

（2）交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 医療対策費補助、5億2,792万5,000円。
- (2) 企業債償還金負担、2,750万5,000円。
- (3) 施設設備費負担、1,156万円、合計、5億6,699万円。

3ページにまいりまして、

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,000万円と定める。

次に、21ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括の職員数は特別職が1人の減、一般職は4人の減であります。給与費は、報酬で1億3,136万1,000円、給料で2億5,384万1,000円、賃金で5,419万5,000円、手当で1億6,300万7,000円、計6億6,240万4,000円、前年度比計で2,094万1,000円の減で、法定福利費9,293万3,000円を加えた合計額は6億9,533万7,000円で、前年度比合計で3,011万8,000円の減となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

平成26年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。新会計制度により、資金計画書から移行になったものであります。

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費7,266万3,000円。(3) 引当金の減少額3,489万4,000円。(4) 長期前受金戻入額は、みなし償却廃止に伴う減価償却費の収益化によるもので、マイナス520万7,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス484万8,000円。(6) 支払利息4,143万2,000円。(7) 固定資産除却費17万5,000円。(8) 未収金の減少額はありません。(9) 未払金の増加額、マイナス492万5,000円。(10) 前払金増加額と(11) その他はございません。(12) 小計、(1) から(11) までの計で、1億3,418万4,000円。(13) 利息及び配当金の受取額484万8,000円。(14) 利息の支払額マイナス4,143万2,000円。業務活動によるキャッシュ・フローは9,760万円。2. 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出、マイナス916万9,000円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はございません。投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス916万9,000千円。3. 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入はございません。(2) 建設改良企業債の償還による支出マイナス9,022万6,000円。(3) 他会計からの出資による収入はありません。財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

9,022万6,000円。したがって、4. 資金増加額は、マイナス179万5,000円。5. 資金期首残高は1億1,696万9,000円ですので、6. 資金期末残高は1億1,517万4,000円となります。

次に14ページをお開きください。

平成26年度標茶町病院事業予定貸借対照表でございます。

資産の部の1. 固定資産、(1)有形固定資産のイの土地からへのリース資産までの合計で17億9,792万8,000円、へのリース資産915万5,000円は、新会計制度の適用による、「リース会計制度」の導入による資産として3件分を計上しております。

(2)の無形固定資産は、イ、電話加入権で38万8,000千円、合計も同額であります。

(3)の投資は、イ、長期貸付金で4億円、投資合計も同額であります。したがって、固定資産合計額は、21億9,831万6,000円となり、2. 流動資産は、(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品まで1億7,317万4,000円で、資産合計は23億7,149万円でございます。

次に15ページの負債の部では、3. 固定負債の(1)企業債は10億3,976万7,000円で、新会計制度の適用により、「借入資本金制度」の廃止による、1年を超えて償還される債権を計上、(2)リース債務は464万円で、新会計制度の適用により、「リース会計制度」の導入による1年を超えて償還される債権の3件分を計上しており、固定負債合計は10億4,440万7,000円でございます。4. 流動負債の(1)企業債は9,334万7,000円で、新会計制度の適用により、「借入資本金制度」の廃止による1年以内に償還される債権を計上しております。

(2)リース債務は228万1,000円で、新会計制度の適用により、「リース会計制度」の導入による1年以内に償還される債権の3件分を計上しております。(3)未払金は3,000万円、

(4)の引当金は新会計制度の導入による賞与引当金で3,489万4,000円、引当金合計も同額であります。(5)預り金は500万円で、流動負債合計は1億6,552万2,000円でございます。

5. 繰延収益の(1)長期前受金は1億8,266万3,000円で、新会計制度の適用により、みなし償却制度の廃止による未償却資産残存価格に対応する補助金等相当額の受贈財産評価額326万3,000円と国庫補助金1億7,940万円の合計を計上しており、(2)長期前受金収益化累計額520万7,000円は、新会計制度の適用による長期前受金の年次減価償却相当額の収益化措置額の受贈財産評価額17万6,000円と国庫補助金503万1,000円の合計を計上しており、繰延収益合計は1億7,745万6,000円、負債合計は13億8,738万5,000円であります。

次に、資本の部でございますが、6. 資本金は9億71万3,000円、7. 剰余金、(1)資本剰余金は、イの国庫補助金で330万7,000円、資本剰余金合計も同額であります。

(2)利益剰余金のロの当年度未処分利益剰余金8,008万5,000円は、新会計制度の適用により、みなし償却制度の廃止による、補助金等で取得した除却済資産に対応する収益化相当額を計上しており、利益剰余金合計も同額であります。剰余金合計は8,339万2,000円、資本合計は9億8,410万5,000円で、負債資本合計は23億7,149万円であります。

次のページにまいりまして、平成25年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

ページから18ページまでの平成25年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）につきましては説明を省略させていただきます。

次に4ページをお開きください。

平成26年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複致しますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことを報告致します。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案7案は、直ちに、議長を除く13名で構成する「平成26年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案7案は、議長を除く13名で構成する「平成26年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 2時02分延会）

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 7番 後 藤 勲

署名議員 8番 舘 田 賢 治

署名議員 9番 鈴 木 裕 美

署名議員 10番 田 中 敏 文

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成26年3月12日（水曜日） 午後4時25分開議

- 第 1 議案第25号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 意見書案第1号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める
意見書
- 第 3 意見書案第2号 食の安全・安心の確立を求める意見書
- 第 4 意見書案第3号 沖縄県普天間飛行場の辺野古への移設計画の撤回を求める
意見書
- 第 5 意見書案第4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 第 6 意見書案第5号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書
- 第 7 意見書案第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第 8 閉会中継続調査の申し出について（標茶町議会議員定数等調査特別委員会）
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第18号 平成26年度標茶町一般会計予算
議案第19号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第20号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成26年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 平成26年度標茶町上水道事業会計予算
(平成26年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)
- 意見書案第7号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書

○出席議員（12名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 4番 本多 耕平 君 | 5番 林 博 君 |
| 6番 黒沼 俊幸 君 | 7番 後藤 勲 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○欠席議員（2名）

3番 菊地 誠道 君

8番 館田 賢治 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	森山 豊 君
総務課長	島田 哲男 君
企画財政課長	佐藤 弘幸 君
税務課長	武山 正浩 君
管理課長	中村 義人 君
住民課長	佐藤 吉彦 君
農林課長	牛崎 康人 君
建設課長補佐	相原 一久 君
建設課道路係長	富原 稔 君
水道課長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	類瀬 光信 君
病院事務長	蛭田 和雄 君
やすらぎ園長	山澤 正宏 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課長	高橋 則義 君
指導室長	青木 悟 君
社会教育課長	伊藤 正明 君
農委事務局長	牛崎 康人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手 美男 君
議事係長	小野寺 一信 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名、欠席2名であります。

(午後 4時25分開会)

◎時間延長の議決

○議長（平川昌昭君） 会議規則に定められた時刻がせまりましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

◎議案第25号

○議長（平川昌昭君） 日程第1。議案第25号を議題といたします。
本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第25号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員会委員の選任についてでありまして、欠員となっております教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるというものであります。

以下内容についてご説明いたします。

議案第25号。教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めます。

記といたしまして、住所は川上郡標茶町字中チャンベツ原野194番地8。氏名は高野政弘。生年月日は昭和32年4月28日。お手元に配布いたしました経歴書の説明については省略をさせていただきますが、高野氏はこれまでPTA役員、標茶町育英審議委員、公民館運営委員などを歴任され、学校教育・社会教育等に対する熱意、見識も高く、加えて公正な人柄で人望も厚いことから、教育委員として適任と考え提案いたすものであります。ご同意方お願い申し上げ説明といたします。

以上で議案第25号の提案趣旨内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただちに採決をいたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案同意されました。

◎意見書案第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第2。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。
意見書案第1号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。
よって、意見書案第1号は、原案可決されました。
ただいま可決された本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。意見書案第2号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第2号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第2号については、質疑を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。
これより意見書案第2号を採決いたします。
意見書案第2号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第2号は、原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。意見書案第3号を議題といたします。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第3号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は、原案否決されました。

◎意見書案第4号

○議長(平川昌昭君) 日程第5。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第4号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第4号は、原案否決されました。

◎意見書案第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号については、質疑を省略することに決定いたしました。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第6号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって意見書案第6号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第8。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議員定数等調査特別委員会・総務経済委員会・厚生文教委員会・議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員定数等調査特別委員会・総務経済委員会・厚生文教委員会・議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時35分

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ただいま、付託しておりました平成26年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題7案に関し、付託いたしました平成26年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

12番・深見君。

何号の討論ですか。

○12番(深見迪君) 議案第18号です。

○議長(平川昌昭君) 議案第18号に討論がありますので、これより討論を行います。

まず、議案第18号の反対者の発言を許します。

12番・深見君。

○12番(深見迪君)(登壇) 私は、今回提案された議案第18号、平成26年度標茶町一般会計予算案に対し、反対の立場から討論します。

平成26年度の町長の町政執行方針では、5点の主要な施策が提案されています。そのどれもが住民生活に密着し、大がかりで大いに期待できる内容であると思いますし、私自信高く評価もしています。しかし、同時に町長は本町のような地方においては、円安による物価上昇の暮らしへの圧迫感が先行し、未だに景気回復の兆しすら実感できないのが現状であると分析し、町民への暮らしに思いを馳せています。私も同じ現状認識でいます。

今年1月に開催された、第1回臨時会で消費税値上げに伴う町の利用料・使用料等への転嫁が提案され、私は反対を表明いたしました。この消費税増税の影響は、子供たちが毎日食べる給食費にも及ぶことが、教育長の報告でも明らかになりました。小学生で年1,365円、中学生で年1,560円の値上げになりますが、これを据置く予算額はわずか93万6,000円です。もともと消費税は所得の低い人ほど所得に占める負担が増える逆進性の不公平税制であることは、政府も認めているところであります。安倍首相自身、消費税増税で深刻な景気悪化が起きることを認め、そのために復興特別法人税の廃止を含めると、6兆円規模の経済対策を行うことを表明しました。国民の所得が大きく減少したもとの大増税は暮らしと景気を壊し、その結果、他の税収を減らし、日本経済と財政に深刻な事態を引き起こすことは明らかであります。

私は消費税増税の間違ひに対し、町が新年度予算の中でその態度を明らかにしてほしかつたと、今でも思っています。以上の観点から消費税増税分を、町民生活に転嫁する内容を盛り込んだ一般会計予算に反対するものであります。以上で討論を終わります。

○議長(平川昌昭君) 次に、議案第18号に賛成者の発言を許します。

どなたかおりませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければこれで討論を終わります。

これより、議題7案を採決いたします。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

議題7案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものでありますが、議案第18号に反対討論がございましたので、議案第18号は起立により採決いたします。

議案第18号を原案可決すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案可決すべきものと決定されました。

次に、これより議題6案を一括採決いたします。

議題6案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題6案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「議案第22号に異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、議案第22号は起立により採決いたします。

議案第22号を原案可決すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案可決すべきものと決定されました。

次に議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号について、一括して採決いたします。

議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号について、委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎意見書案第7号

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま、黒沼君ほか6名から、意見書案第7号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則運用細則40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において関係行政長へ提出いたします。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成26年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 5時55分閉会)

平成26年標茶町議会第1回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 7番 後藤 勲

署名議員 8番 舘田賢治

署名議員 9番 鈴木裕美